

内閣委員会 議 録 第九号

昭和三十一年八月三十一日(金曜日)

午前十時二十八分開議

出席委員

委員長 永山 忠則君

理事伊能繁次郎君 理事岡崎 英城君

理事内藤 隆君 理事堀内 一雄君

理事宮澤 胤男君 理事石橋 政嗣君

理事石山 權作君

安藤 覺君 内海 安吉君

草野一郎平君 倉成 正君

関田 直君 辻 寛一君

中島 茂喜君 藤原 節夫君

船田 中君 有馬 輝武君

緒方 孝男君 角屋堅次郎君

田口 誠治君 西村 関一君

受田 新吉君

出席國務大臣

農林大臣 重政 誠之君

出席政府委員

總理府事務官 山口 一夫君

行政管理局長 津島 文治君

農林事務次官 林田悠紀夫君

農林事務官(大臣官房長) 坂村 吉正君

農林事務官(農林經濟局長) 坂村 吉正君

農林事務官(農地局長) 庄野五一郎君

農林事務官(振興局長) 齋藤 誠君

林野庁長官 吉村 清英君

水産庁長官 伊東 正義君

自治事務官 佐久間 彌君

(行政局長)

委員外の出席者

農林事務官 久我 通武君

(農林經濟局長)

計調査部長)

自治事務官 長 昌君
専 門 員 加藤 重喜君

八月三十一日

委員亀岡高夫君辭任につき、その補欠として安藤覺君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員安藤覺君、倉成正君、有馬輝武君及び角屋堅次郎君辭任につき、その補欠として高橋等君、笹本一雄君、柳田秀一君及び成田知己君が議長の指名で委員に選任された。

八月三十日

防衛庁設置法及び防衛庁設置法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出、参法第九号)(予)

同月三十日

文部省に産業技術教育局設置に関する請願(安倍晋太郎君紹介)(第七七〇号)同外四件(逢澤寛君紹介)(第七七一七号)

同外二件(小澤太郎君紹介)(第七七二二号)

同(小沢辰男君紹介)(第七七三三三三)

同外一件(田中彰治君紹介)(第七七四四)

同外五件(宇野宗佑君紹介)(第八四六六号)

同(大上可君紹介)(第八四七七号)

同外一件(青藤新八君紹介)(第八四八八号)

同(高橋清一郎君紹介)(第八四九九号)

同外一件(渡海元三郎君紹介)(第八五〇〇号)

同(広瀬秀吉君紹介)(第八五一二二)

同(船田中君紹介)(第八五二二二)

同(保利茂君紹介)(第八五三三三)

同外三件(和田博雄君紹介)(第八五四四四)

同(小平久雄君紹介)(第八五五五五)

同(有田喜一君紹介)(第八五七〇七)

同外六件(小平久雄君紹介)(第八五七一七)

同外一件(阪上安太郎君紹介)(第八五七二二)

同外二件(野原寛君紹介)(第八五七三三)

同(森山欽司君紹介)(第八五七四四)

同外十五件(安藤覺君紹介)(第八五八八八)

同(伊藤宗一郎君紹介)(第八五九九九)

同外一件(受田新吉君紹介)(第八六〇〇〇)

同外三件(小澤太郎君紹介)(第八六〇〇一)

同(尾関義一君紹介)(第八六〇二二)

同外二件(大村清一君紹介)(第八六〇三三)

同外二件(小枝一雄君紹介)(第八六〇四四)

同(小島徹三君紹介)(第八六〇五五)

同外一件(田川誠一君紹介)(第八六〇六六)

同外二件(田中龍夫君紹介)(第八六〇七七)

同(津島文治君紹介)(第八六〇八八)

同(富田健治君紹介)(第八六〇九九)

同外九件(野田武夫君紹介)(第八六一〇〇)

同外四件(保科善四郎君紹介)(第八六一〇一)

同(三宅正一君紹介)(第八六一二二)

同(大野市郎君紹介)(第八六一三三)

同外三件(橋本龍吾君紹介)(第八六一四四)

同(西村力弥君紹介)(第八六一五五)

渡良瀬川遊水池に米軍演習場設置反対に関する請願(小平久雄君紹介)(第八六一六六)

同(小平久雄君紹介)(第八六一七七)

恩給法第七十五条第三号に規定する扶助料受給者の特別加給に関する請願(河本敏夫君紹介)(第八六一八八)

同(小坂善太郎君紹介)(第八六一九九)

同(寺島隆太郎君紹介)(第八六二〇〇)

同(藤原節夫君紹介)(第八六二一一)

同(増田甲子七君紹介)(第八六二二二)

同(宮澤胤男君紹介)(第八六二三三)

水戸対地射撃場返還に関する請願(塚原俊郎君紹介)(第八六二四四)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、第四十回国会閣法第九九九号)

○永山委員長 これより会議を開きます。
農林省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑の申し出がありませんので、これを許します。角屋堅次郎君。

○角屋委員 昨日来、農林省設置法の一部改正案についての審議が、同僚議員によって続けられてきたわけですが、大臣も御承知のように、通常国会の際においてこの法案が提案をされましたときに、もちろん地方自治団体あるいは関係の農業諸団体等の強い反対の意見もありましたけれども、同時に、今回の農林省の本省、地方を通じての改正というもののについて、野党はもちろんでありますが、与党の諸君の中にもやはり相当に批判、反対の意見があつて、今日に持ち越してきたわけでございます。私ども、新しい農林大臣が就任の機会に、農林省設置法の問題については、今後の農林行政の将来の展望に十分見合せて再検討すべき問題だといふふうに判断をいたしております。にもかかわらず、従来の原案のまま審議が行なわれるということは、まことに遺憾だといふふうに思つておるわけでありまして、しかも、重政農林大臣が就任をされて、農林省にも古くおられた先輩でありますから、私ども新大臣の農政というものに相当大きな期待を寄せる気持を持つておつたわけでありまして、大臣就任以来のいろいろな諸問題に対するお考え、御方針等を、あるいは農林水産委員会を通じて、あるいは新聞、ラジオ等を通じて判断をしておるところでは、今後の農政に対する農林大臣の基本的な考え方、生産農民に対する農政面におけるところの熱烈なる愛情というものが十分にくみ取れない気持が、率直に言つてするわけでありまして、たとえ

ば、食糧の問題に関連をする消費者米価の問題についての最近の発言、あるいは生産者米価の問題に関連をする、従来からありました予約減税の廃止という問題について、みずから積極的な廃止の方向のお考えを表明されるというふうな最近のお考えを判断をしておられますと、率直に言って、だれでも動まる農林大臣としていくのじゃないか、むしろ、生産農民の立場に立った農林大臣としてこの苦悩の農林行政を乗り切っていくという、そういう立場の気持ちを十分くみ取ることができない感じがするわけであります。私は、この機会に、農林省設置法の一部改正、つまり、農林省の機構改革という問題を論ずる前に、今後の農政の基本的な方向というものについて、大臣が実際にどういう方に向っていかうとするかというものを聞かなくては、やはり農林省設置法一部改正の問題を論ずることができない。いかに機構をいじつてみたところで、現実の政策としておろす方向が、どういう性格を持っておるかという点と、それは無関係ではないのでありまして、そういう意味で、まず冒頭に、農政のこれからの基本的な方向というものをどういう方に向っていかうというのか、大臣の率直なお考えをまずお伺いしたい、こういうふうに思うわけでございます。

○重政国務大臣 一言にして私の考えを申し上げますれば、もうかる農業経営をやりたい、こういうことである。この考え方は、昨年両院を通過いたしました現に実施になっております農業基本法のあの線によってやっていきたい、こういうふうに考えておる次第であります。

○角屋委員 もうかる農業経営をやりたい、こういうふうな一言にして言われておりますけれども、貿易自由化の、これからの問題もあり、しかもまた、日本の零細農耕の現在の宿命的な条件もある。そういう中で、もうかる農政というの、さらに具体的にいけば、一体生産政策として、あるいは構造政策として、あるいは価格流通政策として、どういうふうな真づけによつてもうかる農政というものが生み出せるのであるか、さらにその点について具体的に一つお話を承りたい。

○重政国務大臣 すでにしばしば申し上げております通りに、一面においては生産性の向上をはかる。土地の条件の悪いところは、土地改良によつて生産力の増大を一面においてははかつていく。さらに生産の選択的拡大を推進をして参る。あるいはまた真に農業経営に畜産の経営を取り入れて参る。あるいはこの農産物の価格政策の拡充をやつて参る。あるいは金融制度の改善をやる。流通機構の改善をはかる。いろいろやるべき事は山積いたしておると思うのでありますが、方向は、生産力の拡大、農家の所得をふやす、こういう目標に向かつて私は農政を進めていきたい、こういうふうに考えております。

○角屋委員 農業関係の問題は、これは諸外国の状況を見ても、資本主義の経済体制であるうと、その他の経済体制であるうと、各国ともに農業関係の問題というのはいずれも大へん苦勞しておるという現状だと思ふ。これは一つは、やはり農業の産業として持つておる基本的性格というものが、たとえば工業等と違ひまして、従来の数百年前

あるいはまたそれ以上の昔と今日の農業というものを比べてみれば、なるほどいろいろな点において進歩はしておるけれども、しかし、工業の異常な発展の性格というものと、農業の自然的条件あるいは立地条件、各般の制約を受ける中でやっていかれる第一次産業の農林水産関係の問題については、これはどういふ経済体制であろうと、どの国においても非常に苦勞しておるというところは、大臣御承知の通りだと思います。問題は、私どもが昨年の通常国会で農基法問題を論じたときにも議論になった点でありますけれども、そういう今申しました農業の基本的性格というもののから見て、私どもは、やはり農業に対する保護的な政策というものを十分に織り込みながら、農業者の生活向上あるいは所得向上というものを基本的に確立していかなければならぬというのを思つておるわけです。しかし、もうかる農業という思想の中には、産業政策としての経済合理主義というものに基調を置きながら、従つて、保護的な面というものはだんだんと取りはずしながら、ふるいにかかるといふふうなにかけていくという、そういう思想の中で、もうかる農業という考え方が出てきてゐるのではないかと、そういう感じがするわけですね。

○重政国務大臣 角屋さんの御指摘に、その内容というものを、大臣はどういう内容においてやっていくかというのか、その辺のところを一つお伺いしたいと思ふわけでありまして、農業関係の問題は、数点、具体的な問題について、一つ簡潔にお答え願いたい、機構の問題に入る関係もありますから。

○角屋委員 さらに、数点、具体的な問題について、一つ簡潔にお答え願いたい、機構の問題に入る関係もありますから。

○重政国務大臣 貿易の自由化は世界の大勢であり、また、政府といたしましても、ある程度の了解も与えておるやに聞いているのであります。そのために、できるだけ農業関係におきましても貿易の自由化を推進して参りたい、こう私は考えております。ただし、貿易の自由化をいたしたために、国内の産業に著しい影響を与え、あるいは中小企業の諸君に非常な悪影響を与えるというふうなことは避けなければならぬ。そのためには、あるいは関税の引き上げを行なうとか、その他のいろいろな措置を講じまして、その影響が及ばないように、政府のいろいろな保護の措置によりまして、競争が得るといふ見通しのあつたものに限りて自由化するつもりであるのであります。そうでないものに付きましては、九〇%十月から自由化をするというふうなことも言われておりますが、若干それまでに到達しない場合がありまして、これはやむを得

ないことである、こういうふうに考えております。

か、将来の展望等も含めて、大臣の食糧制度に対する基本的な考え方というものをこの機会に承っておきたいと思

○角屋委員 今年から来年の前半期にかけまして、農政上の注目されておる問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○重政國務大臣 河野構想につきま

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○角屋委員 これは後ほどの機構の問

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○重政國務大臣 河野構想につきま

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○角屋委員 これは後ほどの機構の問

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○重政國務大臣 河野構想につきま

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○角屋委員 これは後ほどの機構の問

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○重政國務大臣 河野構想につきま

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○角屋委員 これは後ほどの機構の問

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○重政國務大臣 河野構想につきま

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○角屋委員 これは後ほどの機構の問

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○重政國務大臣 河野構想につきま

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○角屋委員 これは後ほどの機構の問

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○重政國務大臣 河野構想につきま

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○角屋委員 これは後ほどの機構の問

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○重政國務大臣 河野構想につきま

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○角屋委員 これは後ほどの機構の問

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○重政國務大臣 河野構想につきま

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○角屋委員 これは後ほどの機構の問

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○重政國務大臣 河野構想につきま

るようになった今日において、制度全

ておるのか、承っておきたい。

○角屋委員 構造政策の問題で、こ

○重政國務大臣 これは御承知の通

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○角屋委員 構造政策の問題で、こ

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○重政國務大臣 これは御承知の通

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○角屋委員 構造政策の問題で、こ

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○重政國務大臣 これは御承知の通

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○角屋委員 構造政策の問題で、こ

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○重政國務大臣 これは御承知の通

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○角屋委員 構造政策の問題で、こ

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○重政國務大臣 これは御承知の通

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○角屋委員 構造政策の問題で、こ

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○重政國務大臣 これは御承知の通

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○角屋委員 構造政策の問題で、こ

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○重政國務大臣 これは御承知の通

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○角屋委員 構造政策の問題で、こ

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○重政國務大臣 これは御承知の通

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○角屋委員 構造政策の問題で、こ

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○重政國務大臣 これは御承知の通

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○角屋委員 構造政策の問題で、こ

問題の一つは、かねて河野農林大臣が、大臣就任以来食糧の河野構想とい

○重政國務大臣 これは御承知の通

正によって、農地の移動というものは、農業の売り渡し信託あるいは貸付

信託、そういうことを通じて促進して

いこうというお考えのことかと思つて

すけれども、構造政策に対する基本

的な方向というのは、最近の農業政

策の性格あるいは最近の農業の動向

から見て、進め得る自信があるといふ

うに考えておられるのですか。また、

それを進めていくというところのため

は、裏づけとしてどういう裏づけをし

なければならぬというお考えでやられ

ようとするのか、その辺のところを承

りたいと思う。

○重政國務大臣 御質問の第一点の農

業の人口が年々減つていって、青

少年をも含めてそういう傾向にあると

いう御質問でありますけれども、私

は、青少年が農村を去るという点に非

常に心配をいたしております。全体と

して農業人口が年々減少いたしてお

るというところは、これはもう年々

であるわけでありまして、必ずしも人

口が農村に多いからいいんだとは私

が考へておらないのであります。た

だ、青少年の問題については十分に

検討いたして、青少年がむやみに農

村から離れないような方策を考えな

ければならぬと思つておるのであり

ます。これは何といたしまして、農

業そのものがもうかる農業にする

という条件であります。と同時に

第一の条件であります。それと同時

に、青年の心をとりとえ、そして

高度の技術を練習さすということが

必要だ。そういうのであります。技

術的に大いに農村の青年諸君を

練習せしめて、そして農業に対する

意欲を保持していかなければならぬと考へて

おるわけであります。

農業改善事業についてのいろいろの御意見であります。これはなかなか御意見の通り容易なものではございませんが、しかし、新農政の方向といったしましては、どうしても構造改善という事業が私は大きな前提になるものと考えておるのであります。そこで私といたしましては、全力を上げてこの構造改善事業を成功せしめたい、こういうふうに考えておる次第であります。それがためには、構造改善を行ないます地域に対しては、土地改良の事業でありますとか、あるいは畜産、園芸その他あらゆる農林省の部局を動員いたしまして、その計画が実行できる方向に持って参りたい、これと同時に、農業金融の問題も大いにこれは検討して改善をいたし、金融方面に対してはできるだけの便宜がはかれるように、資金が流れるようにいたしたい、こういうふうに考えております。

○角屋委員 今農林大臣は、農業金融という問題にも触れられたわけであります。昨日石山委員の質問のときにも、三つのこれからの農政の重要な課題という問題で指摘されたときにも、農業金融問題を非常に強調されて大臣が答弁になったように承ったわけであります。

そこで、農業金融問題と関連をして、これをどういうふうに行っていくか、河野農林大臣のときには、農民銀行論というようになことを着想として言っておられたわけでありましたけれども、いわゆる政府の金融あるいは系統の金融、こういうものをいかに総合的にとらえてやっていくかという問題を検討して参りますと、おそらく政府の

考え方としては、政府の財政投融資面で農林金融を豊富にするという方向は必ずしも積極的にとらなくて、系統の金を肩がわりして活用する、そういう方向を重点として考えていくのではな

いか、最近の近代化資金の問題をとらえまして、そういう傾向が出てきてい

ると思うのですけれども、問題は、そういうことと関連をして、農業団体の再編成問題、これは何もこのことだけ

で農業団体の再編成という問題というものが提起されるわけではありませ

ましては、農業金融の制度を考える場合の目標といたしましては、資金量を豊富にするというところが第一点、第二

点は、融資の条件、すなわち、長期低利の資金をできるだけその農業資金に回す、この二点が目標でなければなら

ぬと思うのであります。そこで政府資金は、御承知の通りに、現在も年々財政投融資等によって、政府は農業方面

にも投資をいたしておるのであります。政府の将来の農業方面に対する資金の振り向けというものは、できるだけ多

くしなければならぬことは当然であります。これと同時に、一般市場とい

つては大き過ぎるかもしれませんが、一般からの資金を吸収してこれを農業方面に振り向ける、こういうことが必要

であると思うのであります。長期低利の資金をいかにして得るかということ

であります。これは政府が現在近代化資金において利子補給をいたしてお

ります。こういう方法も一つの方法であります。こういふ方法も一つの方法

であります。政府がこの長期低利の資金が農村に融資ができるような方策を考えなければならぬ、こういうふうに私は考えておる次第であります。

団体再編成問題についての御質問でございますが、私は現在のところ、よく申されます二段階、三段階——三

段階は二段制にするのがよろしいというように意見も耳にするのであります。が、私は、そういうように形式的に一段制を二段制にするとか、三段制を二段制にするとかというようになことを考えてはおらないのであります。問題は、実際の面がどうなっておるかということであるのであります。近代

化資金を皆さん方の御協賛を得てあ

いう制度が設けられておりますが、し

からば、これがあるいは果樹の組合に

対して十分にいておるかといえ、

これはなかなかそうでない。そういう

面もあるわけであります。この酪農で

あるとか果樹であるとか、こういう成

果部門の組合というものが、将来どん

どん強化されていくものと私は考えて

おります。こういうふうには強化せられ

ていきますと、何も県を通って、また中

央の団体の手を通して、そこで口銭を

払わなければ市場に直結ができません

という、こういうことは必要でなくな

つて、これが強化せられていきますと、

県段階を通じていけば、直ちにこれは

中央市場につながりがつくとかなんと

かというふうな実際上の問題が、私は

起こってくると思うのであります。そ

ういう実際の問題が起こってくるこ

とによりまして、この二段制、三段制の

問題は解決をつけていくべきものであ

る、こういうふうに考えております。

○角屋委員 大臣から数点について、今

後の農政の基本的方向という問題を若

干お向いしたのですが、そういう御回

答を通じて、きわめてはつきりと農林

大臣が農政の方向を農民の立場に立っ

てこういうふうな持っていくのだとい

うふうには、私は受け取ることができ

ない。貿易自由化の問題を初め、構造

改革の問題にしましても、あるいは触

れはしませんでしたが、重要な価格政

策の問題にいたしましたが、あるいは食

食管問題、その他農業団体も含めての

農政の受け入れ体制の問題、そういう

ふうな諸問題を通じて、農政の基本的

方向といふものを明確に把握するこ

とがなかなか困難であります。さ

らに、農政とはきわめて無関係なよう

で、与党の諸君の中で数年来異常な熱

意を持って推進をされて参り、おそ

らく来年度の予算編成のときにも、大

きな政治問題になろうとする旧地主補償

問題というふうな問題も、大臣がやは

り裁いていかなければならぬ一つの問

題であります。これは農政本来の問題

ではない。すでに処理されておる別の

性格の問題であるのが、異常な熱意で

もってこれが推進されようとしてお

る。昭和二十九年の最高裁の判決で

もって、いわゆる法的にも裁定がつい

ておる。旧地主に対する補償はしない

という、この問題が根強く展開されて

おるのですが、こういう問題も、来年

度の農村関係予算というものと無関係

にこの問題を考えることはできないの

ですけれども、この問題については、

どういふお考えで農林省としてはいか

れるのですか。

○重政国務大臣 率直に申しまして、

今御指摘の問題は、私は合法的に行な

われたものと考えております。従って、

今日に至って、これをその当時の事情

から補償すべき義務が政府にあるとは

断じて私は考えておりません。ただ、

合法的に行なわれたものではあるけれ

ども、当時の事情を考えてみますとい

うと、言葉は過ぎるかも知れませんが

が、簡単に言えば、社会正義に合致し

た土地改革が行なわれたか、つまり、

その手続、内容がそうであったかとい

えば、これは四斗俵一俵と一反歩と

つり合った値段で強制収買されたとい

う事情にかんがみてみますと、必ず

しもこれはそうではないのではないか

というふうに考えるわけでありませ

ん。そこで、それがために、非常に生活に困

る。

る。

窮せられたり、あるいはまたその仕事も金がないためにできないというような、こういう旧地主に対しては、政府としては何らかの救済の方法も講ずる必要があり、かつはその当時の事情から考えてみまして、財政が許すならば若干のお見舞金というか、何かそういうものは考えてもいいのではないかと、この程度のことを私は考えております。

○角屋委員 農政上の問題はいろいろにして、あまり論議するつもりはございません。機構改革の問題を論ずるにあたって責任者である大臣が、盛んに大臣権限ということをきくのも言うておりましたが、要するに、農政をやらせるにあたっての基本的な考え方は、どういふところにあるかということとを判断する問題として、少しお伺いしたわけです。

機構の問題に入りたいと思うわけですから、まずその前に、行政管理局からおいでになっておるかと思うのですけれども、御承知の通り、臨時行政調査会というが発足いたしました。再来年の三月までおそらく任期があるものと判断いたします。今七人委員会を通じ、寄り寄り真剣な検討が行なわれておるかと思うのですが、さらに専門委員等も集めて、いろいろ精査されておるようになっておるわけですから、どうも、そういう臨時行政調査会の根本的な国家行政機構に対する検討とある意味では無関係に、ごとの通常国会の場合に各省から十幾つかの各省設置法の一部改正が出て参りました。またおそらく来年の通常国会にも、場合によつては各省設置法の一部改正というものが出てこないとも限りません。問題は、せっかく臨時行政調査会を設けて

いろいろな検討しておる、そういう前に、各省でいけば実績を作るといふか、既得権を得ていくといふか、そういう意識があるかないか、各省によつてわかりませんが、そういうこととで競つてなされるということであらう。これは問題は別になると思うのです。この臨時行政調査会で検討される過程の中で、各省から出てくる行政機構改革の問題については、行政管理局としては、基本的な方針に基づいてこれを処理しようというお考えで今日までおこなつておるのか、さらにまた、臨時行政調査会が生れたから、行政機構の根本的な問題は臨時行政調査会の答申があるまで開店休業、こういう気持なのか、行政管理局としては、行政管理局の自主的な立場において、臨時行政調査会を調査会として、独自にやつてもらうけれども、それと並行して行政管理局として積極的に検討を進めているという状態であるのか、そういう根本的な行政機構改革の問題についての行政管理局の取り組み方というものは、今日どういふふうになっておるのか、その辺のところをまずお伺いをしておきたいと思つておるわけですから。

○山口政府委員 お答えいたします。

お話の通り、臨時行政調査会は、三十九年の三月を目途にいたしました。ただいま行政機構並びに運営の全般にわたつて根本的な検討をしております。再来年の三月までにはその答申が政府にもたらされるものとわれわれは考えております。従つて、行政管理局といたしましては、こういう事実があり、現に作業が進展しておるということと十分念頭に置きまして、昭和三十七年、三十八年ないし三十九年度の

機構の問題に対処いたさなければならぬと考へておるわけでございます。しかし、機構の問題は、年々、月々、日々に動いておる国民の生活を対象にする行政に關係する問題でございますから、答申が出るまで全然現状のまま、お言葉を借りますれば、開店休業というわけには参らないのであります。一年半先に答申があるということとを念頭に置きながら、しかも、八年、九年の行政の機構につきましてはそういう考慮のもとに考へていかなければならぬ、かように考へております。従つて、ただいま議題になつております農林省設置法のきまりました三十七年度におきましては、政府の重点施策に關するものを除いて、原則として機構の改変は認めないという趣旨のもとに審査をいたして参りました。さらに三十八年度におきましては、三十八年度の年度末に答申が出る予定でございますので、それを控へまして、三十七年度よりもより厳重な抑制の態度を持つて機構の審査に当たりたい、かように考へております。さらに三十九年になりまして、答申が出ました暁におきましては、その答申の線に沿つてこの際全面的に機構の問題に対して考へていかなければならぬ、かような心組んでおります。従つて、そういう態度を持ちながら、今年並びに明年度の機構の改変に当たりましての審査を行なうつもりでございます。

○角屋委員 さらに、行政管理局にお伺いしたいのですが、国の権限、地方自治体の権限、こういうものについて、国家行政機構の關係では、それぞれ各省とも大なり小なり出先を持つわけですが、機構の問題に對処いたさなければならぬと考へておるわけでございます。しかし、機構の問題は、年々、月々、日々に動いておる国民の生活を対象にする行政に關係する問題でございますから、答申が出るまで全然現状のまま、お言葉を借りますれば、開店休業というわけには参らないのであります。一年半先に答申があるということとを念頭に置きながら、しかも、八年、九年の行政の機構につきましてはそういう考慮のもとに考へていかなければならぬ、かように考へております。従つて、ただいま議題になつております農林省設置法のきまりました三十七年度におきましては、政府の重点施策に關するものを除いて、原則として機構の改変は認めないという趣旨のもとに審査をいたして参りました。さらに三十八年度におきましては、三十八年度の年度末に答申が出る予定でございますので、それを控へまして、三十七年度よりもより厳重な抑制の態度を持つて機構の審査に当たりたい、かように考へております。さらに三十九年になりまして、答申が出ました暁におきましては、その答申の線に沿つてこの際全面的に機構の問題に対して考へていかなければならぬ、かような心組んでおります。従つて、そういう態度を持ちながら、今年並びに明年度の機構の改変に当たりましての審査を行なうつもりでございます。

持つ出先のウェイト、出先の性格というものが、地方の権限との關係で、地方自治法の關係で、いろいろ検討を要する問題が当然出てくるわけですが、こういう基本的な国と地方自治体との権限の問題については、將來の方向として、国の権限というものを地方自治体に移せるものは移していこうというのか、あるいは国と地方の権限については、そう大きな變動を加えずに、今の国家行政機構というものを合理化する方向で考へていこうというのか、この辺の基本的な行政機構改革に対する考へ方というものは別段にありますが。なおまた、私は、臨時行政調査会が来年の末に答申を出されるといふことが予想されておる段階の中で、各省が機構の問題を考へる場合に、中央段階における機構という問題であれば、これは内容にもよりましうけれども、農林省の今度の問題を見ても、まるで看板の塗り変へのような内容のようには私は受け取るべきではないわけでありまして、そういう問題が將來の機構の問題の場合には、大きな支障をもたらさないことも考へられます。地方の、たとえば地方農林局とか、あるいは建設、運輸その他であるところの各省のブロック的な局の關係というものは、將來国家行政機構全般を通じて考へる場合には、大きな問題をはらんでくる。たとえば、そういうことが將來生れてくるかどうかは別として、將來から論議された国土省ならば国土省という問題がかなりに上るといふような場合においては、いわゆる建設省の出先、その配置、あるいは運輸省の出先、その配置、あるいは農林省の

出先、配置、あるいは自治省關係の出先、配置という問題も含めて、やはり、それが切りかえの問題というやうなものを將來はらむとすれば、これは非常に大きな問題になる。従つて、行政管理局の考へ方としては、中央段階の問題については、必要なものについては精査をしてこれを認めるという方針をとるにしても、地方段階の問題は、やはりブロック、地域が各省によつてまちまちだといふ今日の問題もあるし、あるいは所在地もまちまちだといふ問題もあるし、そういう問題が、將來の方向としては、行政の総合的な地方自治体と結びついた運営という問題から見ても、当然相当検討を要するポイントじゃないかという気がするわけですから。そういうこととからんで、いわゆる各省から出ておる機構改革の問題については、中央段階の問題については、必要最小限度の問題については、これを精査して認めるという方針をとつても、地方の問題についてはやはり相當に慎重を要するという方針で臨むべきものじゃないか。そういう点では、今度の農林省の設置法の問題についても、そういう点の配慮というものがなかつたのではないかと感じがします。私はするわけですが、そういう点の配慮は持つてやつておられるのか、せっかく強くプッシュしてきたから、しかも、當該時実力者の河野農林大臣からの話でもあつたので、聞かざるを得ぬといふことで聞いたのか、その辺はどうですか。

○山口政府委員 行政機構改革にあたりまして、中央の機構と地方の機構の問題は別問題ではない、両者一体として、機構の問題として考へなければい

かぬ、かように考えております。同時に、中央と地方との間におきましては、行政を受ける対象である国民の立場から考えまして、中央の権限を可及的の地方に移して、第一線に近い部面において処理ができるように進めていくことが、方向としては正しいし、また、そうならなければいかぬ、かように私は考えております。たまたま農林省の地方局の設置の案は、この線に沿っているわけでございます。これはひとりで農林省だけでなく、各省を通じて同じような考え方で対処しなければいかぬと私は考えております。同時に、現在臨時行政調査会の内部におきまして、結論の出る段階にはむろんまだきておりません。これから検討しようという問題の中の最も大きな問題の一つといたしまして、地方における組織、ブロックにおける中央の組織をどのように取り扱うかということが、テーマとして大きく浮び上がって来ると。その方向から考えましても、委員会におかれましても、大体の考え方としては、私がただいま申し上げましたような線では何らかの結論が出てくるのではないかと、かように考えております。いずれにいたしましても、そういう考え方のもとに、中央、地方を一体として、しかも、中央の性格を企画的な面を強く出し、地方自治的なものを強く、また広く取り入れていくという方向で、今後機構の問題を考えていきたい、かように考えております。

○角屋委員 自治省からおいでになつておられると思いますが、農林省の機構改革の問題については、当初この問題の機想が発表されたときに、地方自治団体の関係では非常に強い反対の意向があつたわけですね。そうして、自治省がそういう要請をそのまますなにお受けて、農林省との間でいろいろ意見の交換を私はやられたのではないかと、うふうに思ふわけですが、今回の農林省の設置法の問題について、自治省として、地方自治という問題と関連をしての見解をこの機会に承つておきたいと思ひます。

○岸説明員 ただいま御指摘の通り、この問題につきましては、法案が成立いたします過程におきまして、農林省との間に種々折衝があつたわけでございますけれども、現在におきましては、政府一致の意見といたしまして国会へ御提案申し上げておるわけでございますが、お尋ねでございますので、その折衝の過程におきまして私どもの問題といたしましてした点を、簡単に御報告申し上げます。

第一点は、理論的な問題でございます。第一、国と地方団体との事務の分配の問題でございます。これにつきまして、御承知の通り、農林漁業基本問題調査会におきまして、現在国と地方との責任の区分が非常に乱れておるということが指摘をされて、国においては基幹的事項をやり、地方的、彈力的運営を要する事項は、これをできるだけ地方団体にまかせるべきである、こういう御趣旨であつたと記憶しておるわけでございますが、そういう点から申しまして、中央の仕事は地方へおろすことは適当であるけれども、それならば、地方出先機関でなくて、地方公共団体に移すべきではなからうかという点を、第一に問題としたわけでございます。

持っております仕事を地方に移譲された場合に、地方だけで問題の解決がつく、その補助金その他にいたしましても、地方だけで仕事が解決するということであらば、これは地方団体に与りまして一々東京まで出なくても済むわけでございますので、これは改善になると思ふのでございますが、地方だけで解決しないで、地方農林局へ参りまして、それからさらにまた東京へ出てこなければならぬ、こういうことになりまして、二重行政と申しますか、そういうような弊害が起りますので、地方団体としてはなほ迷惑である、こういう点を問題としたわけでございます。

これらの点につきましては、第一の点につきましては、なるほどそうであるけれども、これは農林省関係の仕事だけの問題ではないので、将来国と地方との事務配分の一環として検討するということを含み、しかし、できるだけすみやかに自治、農林両省の間で、地方農林局の事務をいたしたものをさらに都道府県へ移譲するかどうか、移譲するとすれば、どういう事務があるかという点につきまして検討する、こういう了解が成立したものであります。

○角屋委員 さらに、行政管理庁あるいは自治省の関係にもう一点お伺いしておきたいのでありますけれども、今日の府県あるいは市町村、特に市町村の場合は、御承知のように、町村合併が行なわれたわけでありまして、従つて、旧来の旧市町村よりは相当拡大された市町村の形態を今日とつておるわけでありまして、その中で、いわゆる府県の統合問題あるいは道州制の問題というふうなことで論じられて参りました問題については、自治省としてはどういうお考えで検討をされておるのか。あるいは行政管理庁として、今日地方自治体、特に府県等の問題については、臨時行政調査会で今後いろいろ検討されてくる国家行政機構その他の問題と関連をして、並行的に自治省等と協議をしながら進める一つの問題点かと思ふのでありますけれども、そういう問題についてはどういふ方針を考えておられるか。行政管理庁並びに自治省の方から、府県の今日の現状をどういふうに持つていこうかという前提でお考えになっておられるか、現在の検討の段階、将来の方向等について、この機会にお聞きしておきたいと思ひます。

○岸説明員 ただいま府県制度の改革の問題につきましては、御承知かと存じますが、昭和三十三年の十月に、地方制度調査会から答申が出ておるわけでございます。この答申の内容は、全国を七ないし九のブロックに分けまして、そこに道州を設ける、こういう案と、現在の府県の性格をそのままいたしておきまして、三ないし四の府県を合併する、こういう二案になっております。この二案は、当時の成立の経緯から見ましても、僅少の差でつきま

したところの、伯仲した考え方であつたわけでございます。しかし、いずれにいたしましても、現在の府県の区域はそういう方向において拡大していかなければならない、こういうことが、地方制度調査会の一致した答申の精神でございますので、政府といたしまして、そういう方向に従つて努力していきたい、かように考えておるわけでありまして、府県制度の改革は、町村合併以上にいろいろ大きな問題を包蔵しておるものでございまして、政府全体の意向として固まらざるまでも、現在に至つておられますので、段階には現在至つておられませんけれども、そういう方向に向かつて努力して参りたい、かように考えておるわけでありまして。

○角屋委員 農林省の機構改革の問題に入つて、大臣にお尋ねをしたいと思ひますが、私も行政機構改革という問題を考えておる場合に、今日政権を担当しておる政府の政策の方向と、また、それゆゑにこそ、機構の問題が何をねらいとしたのか、何にほんとうのねらいがあるのかということを感じざるを得ないわけですね。たとえば、農林省から地域農政へというキャッチ・フレーズは、非常に受け取りやすいキャッチ・フレーズでありますけれども、最近の農政の変貌状態や、あるいは今後の保守の農政の方向というものを見ます場合に、一体発展産業として農業を考えていこうというのか、あるいは斜陽産業、衰退産業として淘汰をしていこうというのかということ、やはり一つの問題であるし、また、先ほどの議論を通じてでも、いわゆる農業の基本的性格というものを、保護政策的な面というものを強

くブッシュしていくということが続けられていくのか、あるいは産業政策として経済合理主義というものが強く前面に出てくるのか、こういう将来の方向というものを判断して参る場合に、地方農林局なら地方農林局というの性格も、サービス機関としての性格よりも、権力的な性格としてこれが農民に対する、こういうふうな把握するかどうかの分岐点にはなっていると思うのです。従って、機構というものは、やはり現実に政権を担当して内閣の性格、政策の方向というものと無関係にこれを見るわけにはいかない。地方農林局の果たすべき役割というものは、サービスの面であるのか、権力的な面であるのか。今後の農業の再編成あるいはそういうふうな政策をやる場合に、霞ヶ関では手の届かないのを、地方農林局が課題として県や市町村ににらみをきかしてやっていくという、権力的な性格というものが強く出てくるのかどうか、こういう問題が、やはり今後の問題として私どもが判断する場合の非常に重要な問題になるわけです。一体そういう点では、今回の中央、地方を通じての機構改革のほんとうの気持、ほんとうのねらいというものは、どこにあったのか、まず、大臣にこの点をお伺いしたいと思ひます。

○重政国務大臣 これはしばしば私が申し上げておりますように、日本は御承知の通り、北海道から九州の鹿児島まで細長いのがあるわけであり、気候条件あるいは、立地条件が異なっております。それを東京

におきましてやりますと、十分地方の実情に合うように調査もいたしてやるのでありますが、何といたしまして、画一的農政のそしりを免れない。でありますから、先生方には地方の実情に沿わない農政であるということと、ことごとく御批判を受けておるわけでありまして、昨年農業基本法が成立をいたしましたして、そうして地域農政というもの、をどうしてもやらなければならぬ、こういうことになりました。それがために、やはり地域的に相当の農林大臣の権限を移譲した一つの地方局を設け、そこで十分に実情の調査をし、認識もいたしまして、そこで行政を執行する、こういう建前にいかなければならぬ、そう考えたのであります。もつとも、そういうことが、いろいろ御懸念になっておられますように、二重行政の弊害があつてはならぬというところにかんがみまして、農林局には大臣の権限を大幅に移譲するということを決意いたしました。ここに御提案をいたした次第であります。

なお、これは申すまでもないことでありますが、農林行政は従来から指導行政であり、保護行政を主として実行いたしておるのであります。権力行政、権力というものは、私はほとんどないと思つておるほどであります。御懸念のような農林行政が権力行政になるというようなことは、私は、御心配はいらない、こういうふうな考えです。

○角屋委員 昨年の通常国会で農基法が施行されて、ことしの通常国会で農地法、農協法の一部改正法案が農基法の関連法案として通過して、いわゆる農基法体制下における農政という

ものを、好むと好まざるにかかわらず、進められるという段階がきておるわけでございます。農林省としては、農基法の第五章の二十三条、国及び地方公共団体は、第二項又は第三項の施策を講ずるにつき、相協力することともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。これに基づいて、本省、地方を通じての行政をどうするかというのを検討された結果、この問題が出てきたのだと思うのですけれども、しかし、この問題が出てきた経緯を見ますと、河野農林大臣の独走、あるいは一部の諸君といろいろ相談をして、農林省の各局長等と十分協議の上に立たずにプランが示されて、それが骨子になったというふうな経緯も伝へ聞いておるわけでありまふけれども、そういうことは抜きにいたしまして、今度の本省、地方を通じての機構改革、まず、私は本省の問題から入りたいと思ひますけれども、農政局をつくる、あるいは園芸局をつくる。農政局の問題は、これは従来の農林経済局あるいは振興局の関係を若干振り回して、いわゆる最近の農政には農政がないじゃないかというふうな批判があるの、やはり農政があるというところを看板として、農政局というところを看板として、農政局といふことが郷愁を感じたのかどうか知りませんが、農政局という看板を再び復活させた感じが、率直に言つてするわけでありまふけれども、内容を見るに、これは農林経済局あるいは振興の仕事の分野を再配置して、農政局というものの看板の塗りかえにすぎないやうな感じがしないわけでもないであります。園芸局の問題は、これは畜産、果樹の成長というところから、いわゆる園芸を重視するのだというところで、園芸局の独立ということを考えたものだと思いますけれども、園芸局の独立という問題は、これは考え方によれば、今後の方向として歓迎してもいいかと思うわけでありまふけれども、しかし、何と云つても、農業政策の対象というものは農家であることは間違いない。農林省としては、やはり農民が何を望み、何を期待しておるか、こういうことにこたえて、中央、地方を通じての農業政策をやるという建前で、機構はどうあるべきか、こうなってくるべきである。現在の農林省の本省機構というものは、御承知の通り、もの単位に大体なされておる。たとえば畜産、養蚕、あるいは新しく園芸、あるいは水産、農地、こういうふうな形で、ものを中心に問題がなされておる。ところが、末端の農家の場合には、畜産もやれば、養蚕もやれば、果樹もやれば、あるいはそれらの複合した形で農業経営を現実にやる。上からおりてくる政策としては、やはりそういう縦割りの企画というものが、十分に連携をとって、総合的な農業政策としてやられておるかどうかというところになると、従来のやうかといふような批判があるだろう。末端のいろいろな批判があるだろう。末端のいけば、問題は、率直に言つて、社会党の党の方針として、そういう意見がまとまっておるわけではございませんけれども、私は、本省の農林省の機構を考えたとするならば、相手はやはり農家であるという立場に立つて考える場合には、いわゆる生産面について、畜産も畜産もあるいは園芸も、そういうものを合わせた形の生産を一本化した生産局なら生産局、最近農林行

政の中で、生産、流通、消費という一貫的な農業政策が非常に欠けておるということをいわれるわけでありまふけれども、そういう点からいけば、やはり流通面あるいは価格面、農産物価格の問題については、農林省の内部では価格局という形の中でそれを総合化するのだ、あるいは流通の問題については、流通局という形の中で総合化するのだ、国際的な農業の協力関係、移住関係、そういうものは国際局としてこれを総合的にやるのだ、つまり、今までの農林省のものを対象にした機構のあり方というものを、もっと総合的に農家を対象にし、あるいは農業政策の総合的な推進という立場から見ても、もっと総合化されたような生産、流通、消費あるいは国際協力という問題で、機構の考え方を打ち出してくるというのであれば、これは検討の必要があるやうな感じが、率直に言つてするわけですが、この農林省の設置法の内容をいろいろと見て参りましても、単なる看板の塗りかえにすぎないのではないかと。そういう総合政策というものが、どこまで今度の機構改革を通じて期待できるのかというところになると、役人のいわゆる作業によつてなされた機構改革であつて、第一線の、しかも、今日非常にむずかしくなつてきつた農業政策の中で苦悩しながら、農業を進める生産農民の立場から、本省の機構改革としてこれだ、いかんのかどうかということに、私は率直に言つて疑問を持たざるを得ないという感じがするわけでありまふけれども、今回の農林省の本省の機構改革というものの目ざした点は、一体どこに在るのですか。

○重政国務大臣 確かに、ただいまお述べになりました角屋さんの行政機構のあり方も、これは一つの御意見であります。しかし、角屋さん御承知の通り、沿革的に申しまして、行政機構というのはだんだんに分化をしていくというものが、これが行政機構の歴史であります。これはものごとがだんだんにこまかくなつて、十分に親切に取り扱つていくということになります。と、だんだんに分化をいたしていくことが、これが従来の歴史である。農林省におきまして、農商務省時代から今日に至るまで、そういう歴史をたどつて参つておるのであります。これは横割りに全部やつて、それでその成果があるかといへば、私はそうは思つておりません。横割りにするということは、同様の逆の弊害が今度起こつて参るのであります。それと同様に、縦割りにするということでは弊害がないかといへば、ただいま仰せのごとく弊害がある。その間の連絡、すべて最後は農家のところでありますから、その弊害と申しますか、十分でないことが起こつてくる。だから、その総合調整というものをやらなければならぬことになるのであります。それが、今日の農政局がそれをやろう、また、農家に對しては、構造改善ということによつて十分にそれぞれの自分のやるべきことをはっきりと認識させて、その分野を明らかにしていこうというものが、今日ここに御提案申し上げておりますこの機構であります。また、一がい農家が全部それを受けると申しまして、申し上げるまでもなく、米作を主としておる農家もあれば、養蚕を主としておる農家もある、あるいは野菜

菜を作つておる農家もあるというふうな、すべての農家が均等に畜産、米作、蚕糸、園芸というふうなものをやつておるのではないのであります。農家自身がそれぞれ専門的にやつておるものもある、あるいは園芸と米作を兼ねておるものもあるというふうな事情でありますので、実際申し上げます、農家自体の経営の状況によつて、園芸局につながるウエートが強い農家がある、あるいは蚕糸局につながるウエートが強い農家があるということがある。そこでは、もう御承知の通りであります。そこで、行政機構は、すべて便宜の問題でありまして、私どもは、やはりこういうふうに分化するならば、できるだけ縦割りにして、そして足らざる連絡を十分にとつて総合して行政をやつていく、これがやはり今までの沿革に徴しまして、また実情に徴しましていいんではないか、こういうふうな考へておる次第であります。

○角屋委員 農商務省が発足してからとして八十一一年目である。去年八十年記念をやつたわけですね。そういう変遷の中で、しかも、今日の農業あるいは将来の農業の発展方向という中で、農林省の本省の機構はどうあるべきかといふことは、いろいろ議論として私はあると思う。いわゆる総合と専門化の調整というものを機構の中でどういうふうに行つていくのか、やはり従来の既成概念というものが一つ根強く伝統的にありまして、それは必ずしも末端農家の期待と希望から見ても、私はやはり問題があると思う。農林省が機構の問題を考へる場合には、第一線の生産農民の立場に立つて、農林省の本省の機構というものはどうあるべきか――役人のお好みによつて農林省の機構をどうするかというふうなことでではなく、今回の農林省の本省の機構改革というのを見ておきますと、やはり園芸局の設置というものは、いわゆるもの専門化によつて新しく園芸局が打ち出されてきた。そういう方向がやはり助長される形勢にある。ただ、そういう点で、農林省にも単位で総合的な面がないという非難を、農政局、農政があるんだという形で包んだのだというふうな感じがする。農政局、農政という点でも、農林省の本省機構という問題については、これは十分問題を含んでおるし、今日出してきておる農林省の本省の機構の内容というふうなものでは、時代の要請にこたへる形には必ずしもなつてない、率直にいうならば、農政局の推進過程において、先ほど来いろいろお尋ねしておりますように、地方自治体としての県、市町村、それから末端機関におけるところの農業の関係の諸団体、こういうものに農林政策の分担機関としてどういう使命と役割を期待するかということが、やはり農業政策を進める場合に非常に重要なことだと思ふ。先ほど来、県、市町村の将来の発展方向はどうかというふうな問題に触れたのも、そういう点と関連をしておるわけでありまして、農林水産関係の団体再編成という問題について大臣としてどうお考えかという点も、そういう今尋ねんとする問題と関連があるわけですから、私は、ここで、数字的なことで、一休都

道府県に農林水産政策をやつておる第一線の職員は総合計として何人あるのか、あるいは農林水産関係の団体として、直接職員その他としてやつておる者は何人あるのだというふうなことはお聞きませんが、それらを集めてみると、農林省を含めて非常に大きな人数になるだろうと思ふ。それが末端の農業政策に直接、間接それぞれ責任分野において推進に当たつておるというわけですから、そういう場合に、県、市町村の農林水産関係の農業政策の分担機関としての、農林省として期待をしておる役割というものは、大臣としてはどうお考えか、どうお考えですか。従来河野農林大臣のときに、やりますれば、感情的であつたかどうか知りませんが、感情的で、摩擦を生じたのは、何となく農業団体というものに対して感情的になりまして、総理官邸で持たれた市町村長の総会あたりでは、一時間有余にわたつて演説をぶつて、市町村長をおだてたという話を聞いたわけですから、農林省の分担機関として市町村というものの力点を置いていくということのか、あるいは農業団体というものを一体どう考へているのか、新大臣の重政さんの考へ方をこの機会に一つお聞きしておきたいと思ふ。

○重政国務大臣 仰せの通りに、農業政策を分担して実行をしていただく第一線の方々というものは、膨大な数であるかと思ふのであります。私の目の下で言つても、全部寄せれば二十万ぐらゐるものではないかというふうな考へるほどでありまして、これは非常に大切なことであります。私は、農林省の農業政策を分担して実行していただくのを、一つの団体だけにやつてもらおうとは思つておりません。これは団体もいろいろありまして、それぞれ団体の機能というものが定められておるのでありますから、それぞれの分野に応じて、農家に親切に一つやつてもらいたい。町村も、またこれは重要な御協力を願う機関でありますから、町村も申すまでもなく、農家のために親切にその行政の実行を願いたい、こういうふうには考へております。

○角屋委員 冒頭から大臣といひろやりとりしているのですけれども、大臣の答弁といひろはばくとして、これはやむを得ませんが、さらに入つて参りますので、本省の機構の一本についてお伺いしたいと思ふ。時間の関係もありませんので、本省の機構の一本についてお伺いしたいと思ふ。園芸局の新設されたわけですが、園芸局の陣容、あるいはこれは成長部門として今後大いにやつていくのだという形で生まれたわけですが、園芸の将来というものをどういう方向に持っていくかというのかという基本的な考へ方を考へてお伺いしたいと思ふので

かなければならぬ、こういう意味で、国有林野事業の關係あるいは食糧事務所の第一線の關係を地方農林局からははずされたという意味にとつていいわけですか。

○重政國務大臣　そういう意圖は全然ございません。これはもう真正正銘銘が先ほど申し上げましたやうなことで、地方農林局に移管することはどうも適當でない、地方農林局に権限を移譲しまして、地方農林局がやりますものは、これは農家の指導でありますとか、あるいは補助政策を実行していくのが主体になつておるわけであります。それにしても米の問題、あるいは国有林の材木の問題あるいは植林の問題というやうな国有林野關係の現業的

なものを加える必要はないではないか、こういう考えからはずしておるのか、でありまして、将来これが公社、公団にするために今からそれを中に入れずにおるといふようなことは、これは御推量ですが、少し行き過ぎた御推量ではないかと思ひます。

○角屋委員　それはむしろ逆に、私から言いたいわけです。質問する前からそういう意見を大臣みずから出されるから、それがやはり常に頭の中にあつて、そしてわれわれも、そういう方向というものを考えておるのではないのか、特にそういうふうに除外をしておるという関係から見て、そういうことを考えておるのではないかと見て、再質問せざるを得なかつたわけです。地方農林局というものの位置あるいは範疇、それからお配りをいただいておられます。地方農林局へ移譲予定の事務、あるいは地方農林局の内部の機構、陣容、こういうものを見てくるという

と、ずいぶん問題が多い。自治省の方から指摘になったような、当初の地方自治団体の意見とも関連して、ずいぶん問題が多いということ、率直に言つて感ずるわけでありすけれども、同時に、この農林省の付属機関としてある、たとえば特に試験研究機関等と地方農林局との問題、御承知のように、農林省の付属機関として農事試験場なりあるいは農業試験場なり、畜産関係あるいは蚕糸関係、茶業関係、いろいろな試験研究機関というものが、各地域にそれぞれ場所を違えますけれども配置されておる。そういう試験研究機関と地方農林局との関係というものは、別に機構の中ではないかというところは、別に試験研究機関というものは、やほりこの農業の近代化、あるいはまた先進農業のいろいろな点を日本の農業にあてはめてみて、あるいはまた日本の土地でいろいろ試験研究した結果というものを農政上に生かすという面では、試験研究機関と農政との一体的な運営、こういう問題が非常に重要だというふうにかんがえておられます。ところが、地域に農事試験場あるいは農業試験場、いろいろな形であるという試験研究機関というものと地方農林局の関係、これは統合するかどうかという問題は別にして、あるいは場合によつてそういうことを検討したのかどうかという問題にもなるわけですが、何か地方農林局というものは、総合的な地域農政というところは言つておられるけれども、農地事務局と統計調査事務所の所在地の農地だけ合せて地域農政というので

んというものを加えて、しかもその陣容というものは、各課せいぜい五名か十名程度で、一体何ができるかという新しい課の新設状況の中で、地方農林局というものは何かということにならざるを得ないわけでありすが、大臣にお聞きしたいのは、いわゆる農林省の付属機関としてある特に試験研究機関というものと、地方農林局との関係というものについては、一体どういふふうな考え方でおられるのか、これをお聞きしたい。

○重政国務大臣 御指摘の通り、試験場、研究機関というものが十分に利用をせられるようなあり方になつておらないければならぬということは、全く同感であります。ただ、この研究機関を各農林局に付属せしめないということ、これは非常に意義のあることであります。これはもう角屋さんも御承知をいただけたかと思つております。が、たとえば地方農林局長のもとに試験場というものを置きますと、どうもセクショナリズムになりまして、全体としての試験研究というものがおろそかになるものは、今日までの経験のしからしむるところであります。そこで、従来各局に付属しておりました林業試験場であるとか、あるいは農事試験場、その他いろいろの試験場も、今日におきましては、農林省に技術会議といふものを設けて、そこで全国的に統一いたして研究をそれぞれやらしめておるといふのが現状でございます。

念をせしめる、こういうことになつておるのであります。それで、ただ研究をして、その結論が出て、そのまま学者的に専門家が知つておるといふのでは、御指摘の通り意味はない。でありますから、各局は十分に連絡をとり、また、今度設置をせられます地方農林局は、もちろん十分に試験場と連絡をとつて、そして注文すれば、またその結果を知つてこれを農家に流す。これは地方農林局だけではございせん。県におきましても同様のことが望ましいことでありまして、最近におきましては、そういう考え方を試験場、研究機関に対しては強く要請をいたしまして、その結果の普及方についても、試験場自体、研究機関自体としても十分に配慮をいたすようになり、漸次年とともに試験場と農家との間の連絡がついてきておるといふのが現状になつておるのであります。御指摘のように、十分にこの試験研究調査機関とは連絡を緊密にして、その成果を上げていく、こういう方針でおる次第であります。

○角屋委員 農業関係の問題で、大学の農学部との関係、あるいは農業高等学校との関係、あるいは国の試験研究機関、あるいは県、自主的な民間の試験研究機関というものの、総合的な理論の追求の問題、これは、国際的水準とやはり十分太刀打ちできる理論的な研究といふものは、もちろん鋭く進めていかなければならぬと同時に、実用面という問題も、地域的なカラーをもつて考えていく必要があるだろうと思つておる。そういう面の総合的な調整というか、試験研究機関というものが、大学は大学、高等学校は高等学校、国は

国、県は県、あるいは民間は民間という形であつては、まだまだこれから大きく躍進をしていかなければならぬ農業の試験研究という問題では、非常にむだというか、そこいふか、そういうものが出てくると私は思う。そういう面から見て、せめて国の試験研究機関といふものと、地方農林局にはわれわれは賛成はできませんけれども、一応その地域農政というものを考えてやるという政府の考え方からすれば、そういうこれからの農政の重要な面での配慮というものは、それは実際見ておると、うなずけるようには出てきてない、旧態依然たる考え方があるのではないかと思つておる。

時間の関係もありまして、そういう問題はさらに議論していくとあれですが、ただ、この機会に、農基法でいつておる次代の農業の新しい手に対する養成とか教育問題が、農基法の重要施策の中で重要項目として出ておるわけですから、最近の農業教育の関係をいふのは、やまやますれば、経済の高成長なり所得倍増計画の中で、工業方面に目を奪われて、農業教育軽視の方向といふものが、率直に言つて出てきておると思つて。また、現実に農業自身に魅力がないという農業政策上の根本的な問題もあるかと思つておるけれども、次代の新しい手としての農業者の教育といふ意味における農業教育の問題、今言つた試験研究の問題、さらに農林省内で手持ちしておるそういう教育関係の問題としては、従来から水産講習所、水産大学校という形で下関に置いておるわけですが、旧来からずっと受け継いでいるという形になしに、

農林省自体として、先進的な農業発展のための自主的な立場における教育問題、それから文部省が取り扱うべき農業教育の問題についての最近の現状から見て、これは決して好ましい方向とは私は言えないと思つておる。そういう方向に対する問題等も、やはり十分考えていかなければならぬと思つておる。すけれども、この点、大臣どうですか。

○重政国務大臣 これは全く角屋さんのおっしゃる通りでございます。この問題は私も重視をいたしまして、文部省方面に對しては、農業教育の問題について十分にやつてもらうように要望をいたしておる次第であります。三十八年度におきましては、農業専門教育というようにも考えてもらつておるということで、目下検討中でございます。

○角屋委員 一日もろえば相当質問ができたかと思つておるのですが、時間の制約を受けておるようでありまして、地方農林局の問題でさらにお聞きしたいわけですが、農地事務所の所在地、統計調査の関係を簡潔にするために、統計調査の関係からお伺ひしたい。

実は、私は、農林省におる時分には、統計調査の関係で仕事をしておつたわけですから、詳細にこの点については承知しておるつもりですが、農地事務所の所在地の事務所は、統計調査部として地方農林局の中に入る、所在地以外、従来の統計調査事務所そのままという形に現実になつておる。この問題は、統計の問題ばかりではないに、先ほど来自治省にお伺ひしましたが、都道府県の将来の方向につい

て、自治省としては地方制度調査会の
答申等の方向で今後努力をしていくん
だ。こういうふうな考えてくると、地
方農林局の範囲あるいは位置という問
題は別として、地方農林局そのものの
性格というものが柱になって、府県に
ある農林省の今の出先という関係は、
いわばもつとウエートが軽くなった形
に将来の方向として持っていくのかど
うかということが、これは大臣にお聞
きしたいけれども、一つの問題だと思
う。つまり、大臣権限と盛んに大臣が
強調されておる面を地方農林局に移し
たんだと言われているわけです。いろ
いろ専門的にお聞きすればいいのです
けれども、それは別にいたしまして、
今日模様がえしようとしておる地方農
林局が柱になって、果敢階にある出先
機関というものはだんだん影が薄く
なっていくのだ、単位としては国、地
方農林局、そしてそれから派生的に果
敢階の出先があるという方向に、将来
の方向として考えておるのかどうかと
いうことが一つの問題点なんです。そ
うでなくて、やはり地方農林局は地方
農林局として、地域的な総合農政をや
るためにつくりはしたけれども、果敢
階の出先機関のウエート、あるいは仕
事というものは変更はないんだ、こう
いう考え方でこの問題を考えられたの
かどうか、まず、大臣からその点を一
つ伺いたい。

○重政國務大臣 大体たたいまお述べ
になりました通りのこととございまし
て、統計調査事務所というようなもの
は、もう私が申し上げるまでもなく、
御承知の通りに、敏速でなければ用を
なさない場合が非常に多いのでありま
す。地方農林局にその地域内の各府県

にある統計調査事務所を統合いたしま
すと、敏速の点に欠けるところがあ
る。そこで、各府県にある統計調査事
務所は、本省の調査部に直結をして、
従来通りやつていく、こういうことに
いたしておる次第であります。

○角屋委員 統計調査部長にお伺いし
たいわけですが、地方農林局の中にあ
る統計調査部、これは、統計調査事務
所に対していわゆる連絡事務所長的な
役割を果たすという考え方を考えてお
られるかどうかということが一点。そ
れから人事、給与その他の面で、地方
農林局の関係については、本省の中
に新しく地方課というものを作って、こ
れがやはり窓口になる。そうすると、
人事の面では、統計に例をとれば、地
方農林局内にある統計調査部の関係は
地方農林局長、さらに地方課という窓
口を通じて人事その他の問題を処理す
るという形になる。地方農林局の所在
地でない統計調査事務所の関係は、グ
イレクトに統計調査部長がそのまま掌
握をしていくという形になる。現実
にこういう二重の形になるのですか。
○久我説明員 第一の御質問の点から
お答え申し上げます。

新しくできまますところの農林局にお
いて統計調査部がどういうことをいた
すか、先ほど来だんだん大臣からもお
話がございました、地域の農政という
ものを進展させるための統計を作成し
ていく、統計を作成いたしまするにし
ても、材料は、従来の国一本でとるも
のと調査は同じでいいわけでありま
すから、それらを地方農林行政に合うよ
うにつくりかえていく。あるいは統計
で申しますなら、再集計をしていくと
いうような仕事をします。それらの仕事

に關係して、ほかの事務所を指導する
ということはございしますが、従来から
やつておりますように、国の仕事を
とっておりまますはかの事務所と同様な
統計はとるわけでありまますから、その
面におきましては、従来と何ら変わら
ないわけでありまます。すなわち、地方
で地方農政をやるために必要なものを
付加していくということだけでござい
まます。従って、仕事の面では、何らほ
かの事務所の仕事が軽くなるというよ
うなこととはないわけでありまます。そ
れから人事その他の点につきましては、
ただいまお話のありましたような形式
は当然とるわけでございますが、
しかし、中央においては、ただいま申
し上げたような仕事でありまますから、
従来と同じように取り扱いはながら、し
かも形式としては、それぞれ新しくで
きまます部署を通じて行なわれる、こ
ういうことになろうかと思ひまます。その
点につきましては、従来と実質上別段
変わるということとはございませぬ。

○角屋委員 地方農林局の中で、統計
調査事務所以外に、総合農政というこ
とで、水産関係、林野関係その他を振
興部という形でとらえて、新しく部を
作っておるわけでございますが、これ
は、官房長にお伺いするのがいいと思
ひまますけれども、一体農務課、畜産課
あるいは林務課、水産課、漁港課とい
うものは、大体人員としては、おそら
く五名か十名くらいのものであらう
し。しかも、新設の課は、従来からあ
る統計調査事務所とか、あるいは農地
事務局というような形ではなくて、地
方農林局にこういう課をつくっても、
そうきちんとした足を持つていくわけ
ではない、数名の者で、中国の場合に

おいては、中国、四国まで含めた地域
農政のない手として、水産関係をや
るとか、あるいは民有林関係の林務関
係をやる、そういう形を考へておるわ
けですけれども、そういう形で地方自
治団体を指導し、あるいは関係団体を
指導し、そして地域農政のいろいろな
ことがでる十分な体制が組めるとい
うふうに見ておるわけですか。

○林田政府委員 まず、地方農林局の
定員でございしますが、これは、振りか
え定員のほかに、新たに百四十九人の
純増をいたしまして、八千三百三十八
人の定員で発足をいたしたいと考えて
おります。従ひまして、仰せのように
振興部とか、あるいは構造改善部、そ
れから振興部の中には水産、漁港、林
務、畜産、農務というものをを入れてい
くわけでございますが、各局から振り
かえまして定員のほかに、そういう新
たな定員も用意いたしておりますので、
発足当初でございしますから十分
と申せないと存じますけれども、こ
れをもちまして遺憾なく事務の遂行を
やつて参りたいと考えております。

○角屋委員 私は、この地方農林局と
いうのは、しばしば申し上げますよう
に、農地事務官と統計調査事務所の関
係を合わせたという形では、地方農林
局という一般に対するアピールになら
ない。従って、水産も林野もあるいは
畜産もという形で含めはしたけれど
も、結局それぞれ担当課というものは
五名ないし十名くらいの者しかおらぬ
という段階で、ブロック内の県、市町
村、あるいは関係団体というものの対
する総合的な担当課の行政というもの
ができるかどうか、そういう点では、
単なる地域総合農政という形を整える

ための課新設ではないかという感じ
が、率直に言つてするわけでありま
す。これらの問題は、時間の関係上こ
の程度にしまして、最後に、人員その
他いろいろの問題を含めてお伺いした
いわけでありまます。

特に冒頭に伺ひたいのは、かね
て行政管理局、あるいは林野庁の關係
でもいろいろ検討がなされておるわけ
でありますけれども、国有林野事業の
あり方、そういう中で働いておる従業
員の問題、常用作業員の定員の定員化
というような問題で、御承知の通り、
一万二千名近くの者がいまだ不安定な
雇用条件に置かれておるというよう
な問題が現実にあるわけでありまます。
私は、農林省の機構の中で特に農業労働
者の問題、あるいはまた労働政策上の
近代的な取り扱いの問題が、これから
十分配慮されていかねければならぬと
いうふうに思ひまますけれども、
特に冒頭にお伺ひしたいのは、林
野庁の定員外の今の問題について、基
本的に行政管理局としてどういうふう
に考えておられるのか。これは、今文
部省関係あるいは林野庁関係というふ
うに限定されたところだけに問題が残
されておるのであつて、文部省関係に
ついては、これはやるというところに方
針がございましておるというふうに承つて
おるわけでありまますけれども、まず行
政管理局から、林野庁のこういう問題
に対してどういうふうにお考えかとい
う点と、さらに林野庁長官から、今後
の問題についてどういうふうにしてい
くか、お伺ひしたいと思ひ
まます。私どもの考えから申しますなら
ば、やはり国有林野事業の安定的な経
営という面から見て、年次計画を持つ

て、少なくとも三年なら三年のうちにこれを常用化していく、雇用の安定を期していく、こういう方針でいかなければならぬというように思っておるわけですが、その点、いかがですか。

○山口政府委員 定員化の問題につきましては、数年来の懸案でございまして、過去数年にわたりまして逐次解決をはかって参る。一応現在の段階におきましては、定員化が終了したというふうに考えております。特にこの間、問題がございまして国有林関係の公務員といたしましては、その勤務の実態がかなり一般の公務員と違っておりまして、その勤務の状況につきまして実態の調査をいたしました結果、定員化という線から見ますと、国家行政組織法に規定されております定員の概念の中に入れては、その勤務の実態が、これに該当するものがございます。それごとく定員化するということで、現在一段落をしたところであります。

○吉村政府委員 国有林の一般雇用作業員の定員化の問題でございまして、今行政管理局の方から御答弁がございまして、私もこの国有林野事業に従事いたします一般作業員につきましては、先般行なわれました定員化という措置によって定員化されるのはふさわしくないというように考えておりました。さらにこの措置も、一月十九日の閣議決定によりまして一応終了いたしましたことになっております。従いまして、私もここで一般雇用作業員を定員化するという方向には考えておらないのでございます。ただ、この国有林野事業に従事いたします作業員の雇用の安定ということは、先生のおっしゃる通り、非常に大切なことで

ございます。従いまして、この常用化をいたしまして、身分も安定いたし、雇用も安定をいたして事業を遂行して参りたいという考えによって、その常用化を進めておる次第でございまして、

○角屋委員 一般雇用作業員一万一千三百三十名の取り扱いの問題については、行政管理局の考え方は、従来私どもが承知しておるところとは少し違っておりますので、いざ参議院でもこの問題を取り上げられてさらに論議されると思うので、私もまた別の機会にさらに論議したいと思っております。

実は過般北海道に参りまして、北海道の林野の第一線の現地調査をいたして参りました。そういう実態から見ても、きわめて不十分だ、これはすみやかに正をしなければならぬというふうに痛感をして参った問題であります。今定員化の問題については、行管では終わったかのごとく言っておるけれども、それでは実情に反する、こういうふうに思っております。この点は大に、今回の場合お聞きしましたけれども、やはり国有林野事業の従業員の実態、国有林野事業の安定的発展というものをから見て、そこで働いておる者の身分、雇用の安定という問題については、十分実情に即して善処してもらいたいということ強く希望しておきたいわけでありまして、

きょうは、午前農林省設置法の一部改正の問題について、重政新農林大臣の農政をやつていく今後の基本的な考え、さらに、今回の農林省の本省、地方を通じての機構改革の考え方、地方を通じての機構改革の考え方、いろいろお伺いして参ったのですけれども、質疑を通じてでも私は痛感をす

るわけでありまして、今回の農林省の本省、地方を通じての機構改革の問題はきわめて重要であり、検討を要すべき問題を幾多含んだ内容でありまして、私も今度の国会においてこれを通すという考え方にはあくまでも反対でありまして、ぜひ一つ農政を推進する立場から、もう一度、今後の農政の方向に即応する本省、地方の機構のあり方はどうか、さらに臨時行政調査会の今後の方向と見合せまして、特に地方の自治団体に関係のある部分について、今日やはり是正すべき点について、暫定的な方向で問題を考えて、抜本的な問題については、臨時行政調査会の答申、今後の国家行政機構、地方自治団体のあり方等と関連をして、末端の生産農民の期待と希望に沿う、中央、地方を通じての機構のあり方はどうかという際、結論を出すという方向へぜひ考えていただきたいのですが、大臣、最後にいかがですか。

○重政新農林大臣 私は、それらの点を十分に検討いたしました上で、新農政を実行していきましますためには、一日も早くこういう機構を確立しなければならぬ、こういうふうに考えて御審議をわづらわしておる次第であります。何とぞ十分御審議の上で御了承を願いたいと思っております。

○角屋委員 私は以上で質問を終わりますけれどもこの問題は、まだ衆参両院の審議の期間があるわけですから、今まで田口委員、石山委員あるいは私が、農政の立場から、農林省の中央、地方を通じての機構改革はどうあるべきかという点で論じて参りました点を、単に、われわれは多数を持ってい

るのだから、それで原案通り押し切れればいいというのではなくて、やはり討議の過程でも問題を含んでおるし、また、今後の行政機構の全体的なあり方の問題の中でのいろいろな検討を要する問題があるわけですから、今後ともこの問題については慎重に取り扱われるように、特に強く希望しておきたいと思ひます。

○永山委員 受田新吉君。

○受田委員 わずか十五分しか割当を受けていませんので、ごく簡単にお尋ねしたいと思ひますが、私は、この法案の身で、具体的にずばりとお尋ねしたい二、三の問題点を指摘して、御答弁を願ひます。

今度の大幅な農林省設置法の改正案の中で、振興局を農政局に改められ、これはどういう意義があるのか、御答弁を願ひます。

○林田政府委員 振興局を農政局にいたしましたのは、消費構造の変化に対応したことで、新たに局が専門分化して参るということになっておりますので、これをなお農業経営の見地から一まとめに考えたいというふうな考え方をもちまして、農政局に振興局を改編するという措置をとつたわけでございます。

を御答弁願ひます。

○齋藤政府委員 御承知のように、新農村建設事業は三十一年度から五カ年計画で実施することにしたしまして、三十七年度で一応事業が完了することに相なつておるわけでございまして、指定いたしました地域は約四千六百幾つかと存じますが、事業といたしましては、約一千万円の特別助成事業に對しまして約四割の補助をする、そのほかに、新農村の建設計画に應じて、農林省の各局の施策をこれに合せて実施していくという計画になっております。考え方としては、また事業の内容といたしましては、当時の情勢から、だんだん適地適作の方に農業生産を持っていくべきである、こういう見地に立ちまして、各地方で自主的な計画として行なわれたわけでございますが、主要な施設といたしましては、約五割くらいが、特別助成事業として共同施設の事業になっております。それ以外に、小規模の土地改良事業であるとか、あるいは適地適産施設を設けるというふうな事業になっておるわけでありまして、

○受田委員 振興局がやつたお仕事を拝見して、そういう御答弁にかかわらず、実態は決して成功であるとはわれわれは認定できない。いわゆる幅広く、底浅き事業の成果であつたと言えないと思ひます。そこで今度新しい反省を加えられ、また適地適産主義を踏襲されておられますけれども、新しく構造改善事業の実施地域を指定されて、この農政局のスタートとともに、農林行政のポイントを置かれようとしておると私伺ひます。この構造改善事業の実施計画は、新農村の事業計

を御答弁願ひます。

○齋藤政府委員 御承知のように、新農村建設事業は三十一年度から五カ年計画で実施することにしたしまして、三十七年度で一応事業が完了することに相なつておるわけでございまして、指定いたしました地域は約四千六百幾つかと存じますが、事業といたしましては、約一千万円の特別助成事業に對しまして約四割の補助をする、そのほかに、新農村の建設計画に應じて、農林省の各局の施策をこれに合せて実施していくという計画になっております。考え方としては、また事業の内容といたしましては、当時の情勢から、だんだん適地適作の方に農業生産を持っていくべきである、こういう見地に立ちまして、各地方で自主的な計画として行なわれたわけでございますが、主要な施設といたしましては、約五割くらいが、特別助成事業として共同施設の事業になっております。それ以外に、小規模の土地改良事業であるとか、あるいは適地適産施設を設けるというふうな事業になっておるわけでありまして、

を御答弁願ひます。

○齋藤政府委員 御承知のように、新農村建設事業は三十一年度から五カ年計画で実施することにしたしまして、三十七年度で一応事業が完了することに相なつておるわけでございまして、指定いたしました地域は約四千六百幾つかと存じますが、事業といたしましては、約一千万円の特別助成事業に對しまして約四割の補助をする、そのほかに、新農村の建設計画に應じて、農林省の各局の施策をこれに合せて実施していくという計画になっております。考え方としては、また事業の内容といたしましては、当時の情勢から、だんだん適地適作の方に農業生産を持っていくべきである、こういう見地に立ちまして、各地方で自主的な計画として行なわれたわけでございますが、主要な施設といたしましては、約五割くらいが、特別助成事業として共同施設の事業になっております。それ以外に、小規模の土地改良事業であるとか、あるいは適地適産施設を設けるというふうな事業になっておるわけでありまして、

を御答弁願ひます。

○齋藤政府委員 御承知のように、新農村建設事業は三十一年度から五カ年計画で実施することにしたしまして、三十七年度で一応事業が完了することに相なつておるわけでございまして、指定いたしました地域は約四千六百幾つかと存じますが、事業といたしましては、約一千万円の特別助成事業に對しまして約四割の補助をする、そのほかに、新農村の建設計画に應じて、農林省の各局の施策をこれに合せて実施していくという計画になっております。考え方としては、また事業の内容といたしましては、当時の情勢から、だんだん適地適作の方に農業生産を持っていくべきである、こういう見地に立ちまして、各地方で自主的な計画として行なわれたわけでございますが、主要な施設といたしましては、約五割くらいが、特別助成事業として共同施設の事業になっております。それ以外に、小規模の土地改良事業であるとか、あるいは適地適産施設を設けるというふうな事業になっておるわけでありまして、

画のような、あまり実入りのないようなやり方でなくして、もっと根強いものを持つておと思う。実施地域の見通し、いづろ実施地域を決定するの、か、そういうことに対する農林省の真剣な態度というものを一言だけ伺いたいのです。

○重政国務大臣 先ほども角屋さんから御指摘があったのでありますが、構造改善事業というのはなかなか重大な事業であり、そうしてまた、相当困難な事業であると私は心得ております。そこで、一応予算的には二百を三十七年度には実施する、来年度はまた三百を実施するというように予算を計上しておりますけれども、実施上におきましては、適当な計画であつて、地元非常に熱意があつて、そうして実施がスムーズにいく、こういうところから始めていきたいと考えておるのであります。でありますから、画一的にこれを必ず予算面と合わせて実施をしていこうというような考えは持つておりません。

○受田委員 農林省の構造改善事業というものは、今までのように特定の地域を指定して、重点を入れるといういき方を進めると、その指定をされない地域が取り残される。そうして同時にもう一つ、僻地僻村、こういうところは、特に労働力、労働人口等が過剰になつておる地域になつておるわけですが、そういうところの対策などはおろそかにされる、重点施策と裏表の関係の地域がおろそかにされるという現象が起ることを大臣は御存じですか。それに對する施策はどうお持ちでありますか。

○重政国務大臣 これは山間の地帯に

おきまして、地元においてその非常な熱意があり、そうしてまた、構造改善の計画が適当なものであれば、もちろんこれは実施をいたしていくつもりであります。全部の実施を終わりますまでの間、数年を要するわけでありまして、その間、ただいま御指摘になりましたような点もあらうかと思ひますが、そういう点については十分留意をいたしまして、遺憾のないようにやつていきたいと考えております。

○受田委員 それに関連しまして、大臣は、農村の適正人口というものを、十カ年後にどこに置いておられますか。年々農村の労働人口の増加と他産業への転進というふうなものとあわせ、簡単に御答弁願います。

○重政国務大臣 これは、なかなか人為によって農村人口をどれだけ減らしたらいというふうな簡単なものではございません。その地域々々によつての特質があるわけでありまして、一がいこれを幾ら幾らと言ふわけには参りませんが、やはり先ほど申し上げます通り、農業経営に必要な人口というものは保有をいたしていかなければならぬ。ことに青少年が農村から出払つてしまふというふうなことがないような施策を講じて参らなければならぬ、こういうふうな考えております。

○受田委員 農村の人口を、大体十カ年計画でどの程度のところまでを目ざして縮小していくかというところは、すでに池田内閣でも構想が出ておるし、あなた御自身も一応のめどをお持ちでなければならぬと思ふ。重政農政の目標はどこにあるのですか。

○重政国務大臣 これはただ机の上

で、多くの前提を持つて、そうして人口がどうなるというふうなことを言つたところで、私はそれは意味がないと思ふのであります。まず根本は、農業経営の規模がどうなるかということから出てくることであつて、結論は、私ただいま申しました通りに、必要な人口は保有するように努めなければならぬ、こう考えるのであります。現状は、私が先般申し上げました通りに、農業人口が従来年々四十万ずつ減つておる、こういうことをいわれておつた。それが昨今になりましては、六十万というふうになりましておるが、全般的に申し上げますれば、これはそれほど心配をする必要はないと私は考へておる。ただ問題は、青少年の離村というのを重視すべきである、こう考へておるものであります。

○受田委員 あなたも農林大臣になられた以上、農村の再編成、特に人口対策というのを、十年後にどれくらいのところの置けば適正農業経営ができるくらい計画性のないような、そういう農林行政をやられる大臣では、私は大へんたよりないと思ふのです。ある程度の目標はお持ちにならなければいかぬと思ふ。目標は全然ありませんか。ばく然と場当たりでやられる農林大臣であるかどうか、御答弁願います。

○重政国務大臣 人口の数をどれだけ減らすというふうなことを考えるより、農業経営の規模をいかにするか、これを何年かかってやるのかということの方が先決問題であるとは私は考へておるのです。でありますから、ただ計数的に、経営面積は三町歩がいい、これをとるによつて大へんな違いで

す。地力が問題でございますから、生産力を問題にして考えなければならぬから、北海道も内地の方も一律にこれは五町歩だ、十町歩だといつてみたところでは、それは参らないのであります。問題は、この経営面積をいかにして拡大していくか、この方が先決問題であるとは私は考へておる。

○受田委員 農業経営方式を考えることはもちろん大事です。基礎です。しかし、その経営の規模に基づいて、今いろいろと地域の特長があります。農林行政なんかでは、地域の特長を背景にしなければ仕事はできない。その農業経営の方式をあなたが計画されておる。従つて、十カ年後には、その農業経営規模に基づいて適正農家をどのくらいのところの置かうかというくらい目標がないような——経営方式を考えれば、農村の適正人口の目標をどこへ置くか、経営に基づく人口というものは出るはずで、それさえもあなたには用意をしておらないということになると、これは場当たり大臣と言つても過言ではない。

○重政国務大臣 これは、ただそろばんをはじいて、机の上で、十年後には一千万にするとか何とか言つてみても、私をして言わしむれば、そういうことは大なる意義はない、こう私は考へております。

○受田委員 農林当局のそういうあいまいなことを今初めて伺うわけですが、一応の目標は、所得倍増計画に基づいても考えられるし、農業経営規模に基づいても考えられる。その目標というものを、十カ年計画でどの辺に置くべきかというくらいのことのない農林大臣ということ、大みえを切つて御答

弁されるところを見ると、場当たり大臣の異名を与えても過言でないと言つたのであります。

同時に、今非常に意気込んで御答弁考へておられるが、現在農林行政の中には、はつきり言えます、流通的な施策というものに事欠いておる。農産物の価格安定に事を欠いておる。そういう不安定な条件の中で、地域の農民たちはどう生きていくかということに非常に苦労をしていくのです。その流通対策、価格安定対策、農産物価格安定法に基づく適用品目をふやしていく、そして労働力の評価などをばかに低く見ていく農村に対して、所得補償方式なども十分考慮してやる、適正な農産物価格を広く広げていくという努力を、あなたはどうか考へておるのか。

○重政国務大臣 先ほどの人口の問題も、十年後に農村の人口をどれだけにするということが私は基本ではないと思ふのです。やはり根本は、ただいまもお述べになりましたような、農業経営ということが先行をいたさなければならぬ、こう私は考へておるのであります。

なお、価格安定対策その他の問題につきましては、私がしばしば申し述べております通りに、その内容の拡充を漸次いたしていかななくてはならない、こういうふうな考へておるのであります。

○受田委員 ばく然とした御計画だけでなくして、中身のある御答弁を願ひたいのです。私あなたには非常に期待

をしておるわけなんです。重政さんが農林大臣になられて、多少農林行政に對するほこ先をかえようかと思つたわけですが、どうも期待を裏切つたということになれば、現実には苦勞している農民たちの立場から、あなたに大いに攻撃を加えなければならないことになる。

時間が迫っておりますから、いま一つ。あなたは今度の改正案で、園芸政策を大いに進めたいというお気持ちのことが出ております。ただ園芸を進めるといふだけでなくて、あなたはたたくさんつくって安く売るといふことを言われた。これにはやはり農産物価を格安定政策が伴うことであり、同時に、貿易の自由化に対応した諸施策が講ぜられなければならないと思うのです。あなたのお考えの中に、園芸の製品を輸出するためには農産加工が大事である、従ってカン詰をつくるという

ように、具体的に一つ角屋さんの質問に答えられておる。そういうような農産加工事業というようなものをやろうとする際に、ただ単に農協中心の資金融通などという地域にまかせるような方法ではなくて、積極的に国が低利で長期融資をするというような態度を持っていくかどうか。同時に、貿易の自由化に対応して、農産物の将来をどういう方向へ持っていくこうとするのか、この二つの点について御答弁願います。

○愛政國務大臣 全く同感であります。私が、本委員会におきましても、角屋さんの御質問でありましたか、どなたかの御質問にお答えした通りであります。園芸農産物の価格安定の施策を実行し、また金融は、融資の条件の

いい長期低利の資金を融通する方向に向かわなければならぬ、こう私は全く同意見であります。

貿易自由化の問題に関連しての第二の御質問でありますが、私は内地の農業が非常に困るような事態のあるものものについては、貿易の自由化はしないつもりでおるのであります。しかし、かといって、いつまでも貿易自由化の世の中に日本農業だけが門戸を閉鎖して、日本の内地だけの農業ということに縮まっておるわけには参りません。そこで、根本は、あくまでも生産のコストを下げて品質のいいものをつくる、ことに技術の進歩によって、他国の農産物以上の品質のいいものを日本につくって、その値段を安くし、さらに外国の農産物とも競争ができるような競争力を養わなければならぬ、こういうふうに考えておるわけでありま

○受田委員 私もう二つだけで質問を終わりますので、御協力をお願いいたします。

今の貿易自由化について、個々の問題でお尋ねしたいところですけれども、皆さんに御協力する意味で省きます。

あなたは農民に迷惑をかけないような意味で、農産物に関する限り貿易の自由化は十分に考えておるのだ、こういうことでございましたから、急いで農民の不利になるような施策がとられようとは考えておりません。これははっきりうかがうことができるわけですよ。

そこで、二つのうちの一つは、今度の改正案で水産庁の次長を一人は必ずすることになっておる。これは水産庁を軽

視するというそしりを受ける危険も一方であるわけですが、蛋白資源を確保するという意味で、水産政策というものは決してゆるがせにできませんよ。

大いに力を入れて、水産省を認識すべしという声まであるくらいです。そこで、あなたに水産行政に対する熱意を伺う意味で、次長を罷して園芸局長にこれを切りかえたという行き方は、どういう魂胆でやられたかということ、いま一つは、漁業を十分尊重するという意味で、漁業制度とかあるいは漁業経営の近代化、こういうものを十分に練るための、農業基本法に対比する漁業基本法というものを打ち立てて、特に沿岸零細漁民たちの立場も十分将来開けるような基本的な漁業基本法の制定というものを構想としてお持ちかどうか、この二つを御答弁願います。

○重政國務大臣　ただいまの漁業基本法的な構想を持つておるかという御質問は、これは、御承知のように、国会に提案をいたしております。おそらくこれは継続審議になりまして、来国会において十分御審議をわすらわすことになるだろうと思っております。

なお、水産庁の次長を振りかえまして、た点であります。これは、漁業を重視するといふ考えは絶対にないわけでありまして。ただ、限られた農林省の定員の中でやりくりをいたすのでありますから、がまんのできるところはがまんをする、こういう行き方でおこなうのであります。これは全然他意はございません。

○受田委員 この次長をなくしたということは、もうそれだけで、はっきり言つて水産庁軽視ですよ。これはもう

明瞭です。そういうことから言えば、そうした次長が要らないで済むところに今まで次長があつたような気がしてしょうがないのです。

ら一言御答弁を願つておきます。いわゆる外局の次長制というのは、そう大きな意味があるかどうか。今部内の上長いろいろな話し合ひで、水産庁の次長をはずして、園芸局長のポストをつくつたというように、ごく軽く大臣は答弁をされておるが、行管の立場から、外局には次長は必要でないというのなら、一斉にはずせばいいし、必要があるというならば、これはわざわざはずす必要はないと思う。いかがですか。

○山口政府委員 外国の次長制につきましては、その局の仕事によりまして一がい必要、不必要ということはいえないと思います。水産庁におきましては、沿革的な理由もありまして、また対外折衝等も非常に多かったというような事情もありました。今回の改革

におきましては、部内を整理されまして、また、地方に事業を移譲するということによりまして、次長がなくても仕事ができるという見通しでございまして、今回次長を削ったわけでありまして。なおそれと、全体の方針としては、極力機構のワクをふくませない、拡張しないようにしたいという考えが全般にございましたので、この方針に沿えるものにつきましては、極力御協力を願ひまして、水産庁におきましても、その点に沿って御協力を願つた次第でございます。

○受田委員　そうしますと、水産庁は

次長をなくして、地方農林局などをつくったり、園芸局をつくったり、その方へ力を入れたとなれば、水産省をつくってもらいたいというようなすなお

親してほかの方へ力を入れるという結論が出ますね。これは、一応ポストの問題だけのうに見えますけれども、実際は決して水産漁民、水産業者というものを尊重する立場ではないと私は思うのです。大臣、あなたは軽くこまを動かすというようにお考えになつておられても、全国漁民に与える印象は深刻な影響があると私は思うのです。おわかりになりますか。

○重政國務大臣　これは、先ほど私が申し上げました通り、農林省に定員がございいますので、その間のやりくりでやつたということでございまして、ほかに他意はございません。この次長を廃止するために、水産行政をおろそかにして漁民に迷惑をかけるなどということは、毛頭考えておらないのであります。断じて迷惑はかけません。

○受田委員 農林行政府内の差し繰りで水産庁が犠牲になる——犠牲になりません。確かに次長がいなくなるだけですが、重要ポストの人がいなくなるだけ欠陥が起きますよ。それはおわかりですね。それは機構上の問題として大事な点です。

○重政國務大臣 これは一つ全般的にごらんをいただかなければ、次長をなぐして、地方農林局でも、水産については何ら職員を配置しないとかいうこととです。これはまた別であります。が、ごらんの通りに、水産の必要などころには、地方農林局に水産部というものを設置しようとしておるわけであ

ります。ただ単純に、次長があるからそれを非常に重視したとか何とかいうことになりません。それじゃ、林野庁なりあるいは食糧庁には次長がおらぬから軽視しておるかということも、これは理屈でありまして、言われるわけでありまして、そういうふうにお考えをいただかずに、全局をごらんいただいで、決して水産を軽視しておるわけではないのでありますから、一つ御了承を賜りたいと思ひます。

○受田委員 これは決して軽視してゐるのではないと言つて、軽視しておるのです。はつきり申し上げておきます。それから今の管理局長の御答弁で、次長はなるべくいい方がいゝのだということがある。次長がいない方がいいなら、いかなる外局の次長も一斉に整理する方針をおとりになる方がいいと思ひます。御注意しておきます。

あと一点で終つて終わりますが、林野庁の職員の問題です。今角屋さんから指摘をされたと思ひますので、私は角屋さんの指摘されなかつた点で、お答えだけを願つておきます。林野庁の職員というのは特殊のケースを持つており、林野庁の職員は、特に常勤的性質を有しない皆さんは、非常にお気の毒な立場に立つておられるのです。林野庁が職員として規定してある種類が幾つもあるはずで、この幾つかの種類について、定員内の正規職員と常勤的作業員というもののほかにどういうものがあるか、御答弁願ひます。

○吉村政府委員 まず定員内の事務官、技官でございます。それから一般常用作業員、それから定期作業員、臨時月雇い作業員、それから日雇い作業員、これだけであります。

○受田委員 なかなか複雑なんです。臨時月雇い作業員、臨時日雇い作業員というところまでいくと、なかなかめんどろなことになる。現実にはこういう日雇いの臨時職員は、これは非常に数字に上つておる。しかも六カ月から九カ月だけ採用して、あとは失業保険をかせさせて失業手当を出しておるのです。従つて、林野庁に御協力し、農林省に御協力されているこの全国の国有林野に働かれる皆さんは、身分が安定していません。常勤的性質を有する職員のような退職手当制度とか、恩給、共済年金等がないですね。こういうところで、できれば空白の期間を一時帰休のような形にでもして、常勤的性質を持つ臨時職員という取り扱いをして、決して不当の待遇ではない。不安定な身分に置くよりも、常勤的な性質を持つ臨時職員として切りかえられて、その三カ月とか六カ月の失業手当をもらつた期間を一時帰休の形式か何かにして、勤続の形式がとれるような御努力をされてみてはいかがですか。

○吉村政府委員 御承知のように、山の仕事と申しますのは、非常に季節的な作業が多いものでございまして、一年を通じて一貫して一応の作業をやっているというふうなことは、非常にまれなものでございまして、従いまして、先ほども申し上げましたように、季節的な作業員を使うというふうなことが非常に多くなつております。この作業から離れる期間、雇用から離れる期間を、帰休制度によつて身分を安定したかどうかということでございますが、

ただいまの制度といたしましては、先ほど仰せのように、失業保険によつて保険を給付しておるのでございまして、この制度は、御承知のように社会保険制度でございまして、この作業員の勤務しない期間に賃金を支払うというところは、やはり雇用のといひますか、賃金の支払いの考え方から申しましても、どうも私もどなたもいたしまして、そのようにはなかなか考えられないように考えておる次第でございます。

○受田委員 これで終わります。私は今の御説明の中で、雇用という形がとれないとか、これは仕方がないのだという御答弁があつたように思ひます。が、一時帰休的に、休暇を与えるということにすれば、やや休暇が長期にわたつても、失業保険をもらつてまた来年は季節的に来るのですから、大事な人なんだからそのほかの人が来るのじゃない、その人はそのことをあてに生活をしていくのですから、一時帰休制度の長期休暇の形で勤続の形をとらして、一年常用の、一年雇用のような形にして、その待遇を考えてあげると、これは相当膨大な人数でありますけれども、そういう心組みを十分される必要がある。私はこの点を特に要望しておいて、私の質問を終わります。

○永山委員長 これにて質疑は終了いたしました。

○永山委員長 本案に対し、岡崎英城君外四名より修正案が提出されております。

農林省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

農林省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。

一、この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。ただし、第三十五条、第二章第三節第一款の款名、第

本省	
昭和三十七年十月一日から昭和三十八年一月三十一日まで	九四人
昭和三十八年二月一日から同年二月二十八日まで	九人
食糧庁	
昭和三十七年十月一日から同年十一月三十日まで	一五人
水産庁	
昭和三十七年十月一日から同年十一月三十日まで	七七人

附則第五項中「昭和三十一年九月三十日」を「昭和三十一年十一月三十日」に改める。

○永山委員長 提出者より、修正案の趣旨の説明を求めます。岡崎英城君。

○岡崎委員 ただいま議題となつております農林省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案について、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。その要旨を申し上げますと、本法案は本年七月一日から、一部の改正規定は四月一日から施行することになつておりますが、これらの期日はすでに経過しておりますので、施行期日を十月一日と改めるものであります。

また、地方農林局の設置及びこれに関連する改正規定は、諸般の準備に要する期間を考慮して、原案では十月一日から施行することになつておりますが、この施行期日を十二月一日に繰り下げるものであります。

これらの修正に伴ひまして、定員の

三十六条から第三十八条まで、第三十九条、第四十二条、第六十七条及び第七十条の改正規定は、同年十二月一日から施行する。

附則第二項の表を次のように改める。

経過措置などにつきましても、あわせて所要の修正を行なうものであります。以上、はなはだ簡単であります。何とぞ御賛成をお願い申し上げます。

○永山委員長 本修正案に対して御質疑はありませんか。御質疑もないようでありますので、本案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。有馬君。

○有馬委員 私は、日本社会党を代表いたします。ただいま議題となつております農林省設置法の一部を改正する法律案、並びにたゞいま御提案になりました修正案に対して、絶対反対の態度を表明いたしたいと存じます。

現在農林行政にとりまして緊要の課題は、いかにして農政の方向を定め、農業を引き合ふ企業として他産業並みに引き上げるか、いかにして他産業との格差を是正するかというところにあることは、論を待たないところであり、政府原案の農業基本法が通過して

一年、農家は、この基本法がいかに空疎にして無意味なものであったかを身をもって体験しつつあるところであり、当時、日本社会党は、みずから農業基本法を準備して、政府原案と並立して審議をわづらわしたところでありました。そして基本法の中で、農業の発展の障害を取り除くのは国の政治の重大な責任であることを明らかにいたしました。農業と他産業との格差を是正するためには、予算、金融についてその確保を明文化し、土地利用と生産基盤の改良整備について、その方向を具体的に示し、生産費所得補償方式による農産物価格の安定をはかるとともに、流通機構の整備をはかるなど、総合的な施策を明示したのであります。わが党案は、あわせて肥料、農薬などの国営ないしは国家管理による需給の安定を企画し、共同化、機械化による近代的な今後の農政の方向を明らかにするなど、抜本的にして、真に農業が企業として成り立ち得るための条件を整えることにその重点を置いたのであります。この日本社会党の農業基本法こそが、農家の真に希望するものであり、この方向でなければ、窮地に立たされた日本の農業の活路が見出されないことは、きわめて当時明らかでありました。そのゆえにこそ、参議院において、自由民主党みずから、重要農産物の価格政策あるいは農政審議会の委員の選考など、七項目にわたり附帯決議をつけざるを得なかった経緯によつてみて明らかとなつております。現在政府がしなければならぬことは、この通過した政府原案の農業基本法を克服して、真の農政を確立することであつて、内容のない単なる機構

いじりであつてはならないはずであります。重政農林大臣が農林省にこれらで、重政農政の確立を企図しておられるその重点は、そこに置かれなければならないはずだと思ふのであります。第二の反対理由は、政府が法体系の秩序に関する態度において、混乱をきわめておることについてであります。昨年、臨時行政調査会が設けられ、行政の運営並びに機構等の整備を三年間にわたり鋭意検討することになつております。その答申を待つて、ただ農林省に限らず、各省にわたる行政機構のあり方を固めてからその整備にかかるところこそが、本調査会を設けた立法の精神に沿うものであり、法秩序を重んずるゆえんかと思ふのであります。にもかかわらず、その答申も待たずして本法律案を提案することは、法の精神を無視するものであり、ひいては、今次改正が場当たり的なもので、また近い機会に改正を余儀なくされるであろうことは、明らかに予見されるところであります。このことは、昭和三十六年度に農林省設置法の一部改正が行なわれた事実を徴しても明らかであります。すなわち、昨年度、農業に関する試験研究の管理事務を農林水産技術会議に一元化し、農林水産業に関する基本的な計画調査を行なうための大臣官房の機能強化を目的とする改正が行なわれたばかりであります。それからまだ一年もたつていないのであります。このような、わずか一年でさえその展望を持ち得ないような場当たり的なというか、イージーというか、めまぐるしいばかりの法改正案提出の行政の態度に對して、これを是正することが私どもも立法府の責任でもある

と思ふのであります。第三の反対理由は、農政の重要なない手である県や市町村その他地方自治団体、各種団体の意向、全然反映されてないということであり、農家の意向はもとより、農政の推進にあつて重要な役割を果たしているこれらの団体の意向を無視した改革が、実情にそぐわない、浮いたものになるであろうことは、明らかに予見されておるところであります。第四の反対理由は、今回の改正案自体がきわめて中途半端で、たださえ複雑な農林行政をさらに複雑なものにするおそれがあることであり、また本改正案が農林行政を総合調整することにその眼目を置くこととすれば、その眼目にそぐわないこと、はなはだし

いものがあると言わなければなりません。私たちは、もとより今回の改正の中で、地方農林局の設置等については絶対に容認できないところであり、けれども、国有林野事業を担当する営林局、食糧管理行政を担当する食糧事務所、水産庁の各出先機関をそのまゝにして、どこに総合調整の実があるかと言ふべきであらうか。このことは、補助金行政についても端的に言えるのであります。今回、補助金に関する所掌事務を地方農林局に大部分移譲することになつておりますが、農林省所管の補助金が一時期は二百数十項目にも上つたことがあります。せつかくの補助金が、その複雑さのゆえに、その額が少ないがゆえに、その流れる系統が多岐にわたつてゐるがゆえに、補助金本来の持つ役割をいづか喪失している事実さえあるのであります。たとえば種苗対策費が一戸当たり五円という

ごときは、浮世離れをしてゐるものはないだしいと言わなければなりません。今農林省がしなければならぬことは、この補助金を地方農林局に機づらんで移譲することではなくて、補助金本来の姿を再検討して、真に農家のための補助金にすることではないかならうか。現在の農林行政は、農林省の各出先機関及び各地方自治体によつて推進されていることは言うまでもないところであり、ここに新たに地方農林局を設置するということとは、本委員会の審議を通じて明らかになりましたように、本省、局の事務分掌の重複、あるいはあいまいさ、そつちのもののによつて屋上屋を重ねるだけで、二重行政、三重行政の弊をたちどころに惹起することは、これまで明らかであります。第五の反対理由は、現在の機構を十分生かした上でのやむを得ない発展を約束する改正ではないところにあります。たとえば、過去にはもちろん、今後の農政に重要な役割を果たす試験研究機関の機能を十分に生かしていかうか。これは、幾多の事例でも明らかとなつております。たとえば三十五年一月、四国農業試験場の職員は、国家公務員法八十六条に基づきまして、旅費の完全支給について人事院に対して行政措置の要求をいたしました。六月、当時の入江総裁がその判定を下しております。旅費が所要額の三分の一あるいは五分の一くらいで、極端に不足している事実を認め、その不足を脱法行為にも近い内部規定で補つてゐることは、早急に是正すべきであり、農林省当局もこれを認めたのであります。この旅費、超勤の不足、設備の不

備、人員の不足、図書費の不足、こういったことは、一場所にとどまらないで全般的なものであることは、まぎれもない事実であります。試験研究機関で、図書費が、専門の図書はおろか、月刊誌の購入にも事欠くような実情で、あるいは研究の結果を発表する会議に出席する旅費も出ない実情の中で、農政発展の契機をつかもうなどとは、まるで夢物語であります。現在の機構の機能を十分發揮させる、機能を發揮し得ない障害があれば、それを除去するというのが先決でなければならぬはずであります。第六の反対理由は、今回の地方農林局の設置場所が、地域農業の発展ということを考慮に入れた本来の要求から逸したものでないこととあります。もとより、日本の農業がその持つておる地域、気象条件から、地域の特性に

がたつにつれて、刺員整理という名目で、ただでさえ不十分な定員をさらに削減するがごときことは、絶対に許せないであります。

以上、反対理由の一部を申し上げましたけれども、真に農家のための農政の確立にはほど遠い、むしろ農政を後退させる今回の農林省設置法の一部改正案に、絶対反対の態度を表明いたしました。特に日本の農業の発展のために、与党の各位も、真に農家の立場に立つて将来の日本の農政を展望して、本法律案の再検討の機会を持たれんことを強く要望いたします。私の反対討論を終わります。(拍手)

○永山委員長 藤原節夫君。

○藤原(節)委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま上程されております農林省設置法の一部を改正する法律案並びにただいま提出されました修正案に対して、賛成の意を表明せんとするものであります。

われわれは、時代に即応した新しい農政推進のために、さきの国会で農業基本法を制定いたしました。農業基本法は、今後の日本の農業のあるべき方向を示したものであり、この農業基本法に示された施策を遂行するためには、行政機構がこれに即応したものでなければならぬことは申すまでもございませぬ。今回の農林省設置法の修正案は、その重点といたしまして、本省においては、新たに園芸局を設置するとともに、振興局を農政局に改変すること、また、地方におきましては、地方農林局を設置して地域の実情に即した行政を行なうようにしようというものであります。まさに農業基本法の基本的な方向に即応した機構改革と申すこ

とができます。農業構造改善事業を積極的に推進しようとする現在におきまして、まさに時宜を得た案であるということができると思ふのであります。

この改正法案に対する反対論といたしましては、特に地方農林局におきまして、それが地方自治の精神に反するものである、あるいは二重行政に属するものである等の批判があるものであります。地方農林局は、本来農林大臣の持つておる権限をその一部について移譲されるというものでありまして、都道府県知事に委任された権限に変更を加えようとするものではありません。従つて、地方自治の精神に反するものではないし、また、二重行政の非難につきましても、これは行政運用の問題でありまして、必ずしも機構の問題とは申すことができないと思ひます。

従つて、運用を適切に行なうことによりまして、十分この弊害は避けられることができると考えられるのであります。このように、地方農林局に対してなされております批判は、当を得ないものと考えます。

ただ、これが実際の運用にあたりましては、十分注意を要する点があると思ふのであります。すなわち、まず第一には、地方農林局が設置されるにあたりまして権限の移譲が十分に行なわれまないと、いわゆる二重行政の弊に陥る、行政が一そう複雑化するおそれがありますので、できる限り法令上、予算上の権限を大幅に移譲するということが大事な点であります。

第二といたしましては、地方農林局の設置の場所及びその管轄区域につきましても、現在の案としましては、農地事務局の設置場所及びその管轄区域を

引き継いでおりますが、これは地域行政の推進という観点から今後十分に検討をし、これについて、必要があれば今後においてさらに改善を加えるということに努力する必要があると思ひます。

以上、要するにこの農林省設置法の改正法案は、中央におきましては、選択的拡大に資するための園芸局を設置し、また機能別行政を総合化するため農政局を設置する。同時に、地方におきましては、地方農林局を設けまして、地域の実情に対応してきめのかまかい行政を展開しようとするのであります。いわゆる農林省から地域農政への転換をはかるという行政機構の改革であるということができると思ふのであります。まことに時宜を得た案であると考えまして、賛成の意を表する次第であります。(拍手)

○永山委員長 これにて討論は終了いたしました。

農林省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○永山委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いた原案について採決いたします。

これにて農林省設置法の一部を改正する法律案は修正議決すべきものと決しました。

○永山委員長 ただいま議題といたしました農林省設置法の一部を改正する法律案に対し、岡崎英城君より付帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より本動議の趣旨の説明を求めます。岡崎英城君。

○岡崎委員 まず、案文を朗読いたします。

農林省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法律の施行にあつては、左記事項に留意するべきである。

記

一 地方農林局に對しては、できるだけ大幅に法律上及び予算上の権限を委譲して行政の能率化を図り、いやくも二重行政の弊に陥らないよう措置すること。

二 地方農林局の位置及び管轄区域については、地域の實態に即して農林行政が合理的に推進されるよう今後十分検討の上改善を加えること。

右決議する

すなわち、第一点は、地方農林局の権限が小さくしては行政が複雑化するにすぎないと思われまふので、大てい問題は地方農林局限りで解決できるように、できるだけ大幅の権限移譲をすることが適当であると思ふのであります。

第二点は、地方農林局の位置と管轄区域が農地事務局と全く同じであると

いうことは、地域農政の推進という新たな観点からの措置としては必ずしも最善のものであるとは思われまふので、これらにつきましては今後十分検討を加えて、改善する要があると存するものであります。

何とぞ御賛成をお願い申し上げます。

○永山委員長 本動議について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○永山委員長 起立多数。よつて、本動議は可決いたしました。

なお、本案の委員会報告書の作成等につきましても、委員長に御一任願いたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○永山委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は公報を持ってお知らせいたします。ことし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十七分散会

〔参照〕

農林設置法一部を改正する法律案

(内閣提出、第四十回国会閣法第九九号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十七年九月十日印刷

昭和三十七年九月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局